

平成29年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 平成29年9月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山 田 雅 士
2番 小 澤 孝 延
3番 角 麻 子
4番 鈴 木 広 美
5番 服 部 雅 恵
6番 小 山 栄 治
7番 木 村 利 晴
8番 石 井 孝 昭
9番 桜 田 秀 雄
10番 林 修 三
11番 山 口 孝 弘
12番 川 上 雄 次
13番 林 政 男
14番 新 宅 雅 子
15番 加 藤 弘
16番 京 増 藤 江
17番 丸 山 わき子
18番 小 菅 耕 二
19番 小 高 良 則

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	松 澤 英 雄
総 務 部	長	山 本 雅 章
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	江 澤 利 典
建 設 部	長	横 山 富 夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日野原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主		査	須賀澤	勲
主	査	補	嘉瀬	順子
主	任主	事	藏村	隆雄

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成29年9月7日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。山口孝弘でございます。

通告に従いまして、質問させていただきたいと存じます。

質問事項1、災害に強い八街市役所庁舎へについて、質問をさせていただきます。

皆様も記憶に新しいところでございますが、熊本地方を襲った地震の際には、熊本県の宇土市の市役所本庁舎が、震度6強の影響で鉄筋コンクリート造りの5階建ての建物の4階部分が押し潰され、崩壊寸前になりました。その庁舎に関しましては、約50年前に建てられ、十数年前の耐震診断で「震度6、7の地震には耐えられない」という診断結果が出ており、財政上の理由から建てかえを先送りしてきたという経緯がございます。防災の拠点として絶対に市役所庁舎の崩壊はあってはならないというふうに思いまして、この八街市も教訓にしなければならないというふうに感じております。

その熊本、大分地方で発生した地震の際、この自治体があったということで、八街市も庁舎の耐震性についてもう一度確認、調査をした次第でございます。確認をした結果、第2庁舎については昭和38年に竣工し、昭和40年頃と昭和54年に増築を行って、設計・施工が昭和56年以前の旧耐震基準のため、一部耐震基準を満たしていないという診断結果が出ているということが確認されました。

また、第1庁舎に関しましては、昭和56年12月の竣工のため、新耐震基準で設計されているというふうに認識をされておりましたが、実際に設計されたのは、改正以前の昭和55年だったため、新耐震基準では設計されていなく、耐震基準も満たしていないということが判明した次第です。

そこで、要旨（1）の八街市役所庁舎の耐震化に向けた基本的な考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第1庁舎の耐震化につきましては、6月28日に株式会社綜企画設計千葉支店と実施設計業務の契約を締結し、耐震補強設計を行っているところであります。

補強方法といたしましては、鉄骨ブレース増設、耐震壁の増設、柱の補強等々、さまざまな工法があり、工法によっては執務室が狭くなったり、工事に際し、執務室を移動しなければならないこともあります。現在、行っている設計の中で、執務環境や敷地の利用形態にな

るべく影響の出ない工法を検討しているところでもあります。

○山口孝弘君

わかりました。

八街市役所の第1庁舎の耐震補強等実施設計業務の契約を締結したということで承知いたしましたが、構造耐震の指標でありますI s値であります、国土交通省の基準では、0.6未満の建物なら「震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性がある」というふうに言われております。0.3未満であれば「危険性が高い」とされておるわけですが、現状の八街市庁舎、現状についてはどのような形になっているか、お伺いをいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

ただいま市長からのご答弁で申し上げたとおり、現在、耐震補強設計を行っているところで、その設計を行う際の最終的な現状ということになりますが、まず、庁舎の長い方で言いますと、1階が0.6、2階が0.45、3階が0.51、それから、短い方で言いますと、1階が0.58、2階が0.72、3階が1.00でございます。

○山口孝弘君

今おっしゃったのは第1庁舎ですね。

○財政課長（會嶋禎人君）

第1庁舎です。

○山口孝弘君

では、第2庁舎についてはどのような形になっているか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

第2庁舎が、長い方からいきますと、1階が0.45、2階が0.56、3階が1.12、それから、短い方で1階が1.09、2階が1.36、3階が2.36ということになります。

○山口孝弘君

わかりました。

どちらも耐震基準0.6以下ということで、耐震補強等をしなければならない建物であるということがわかったわけですが、八街市役所の庁舎自体が防災の拠点として機能をなさなきゃならないというふうに思っているわけですが、耐震補強工事は今後行っていくという考えで、I s値であらわすと、どの基準までこの市役所庁舎を高めていくのかということが、私は大事じゃないかというふうに思うわけなんです、I s値を、耐震補強工事を行うことによって、どの数値まで高めたいというふうに考えているのか、お伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

市役所は防災拠点ということになりますので、建物が崩壊することがないレベルの数値とされています0.75まで引き上げる補強をする予定でございます。

○山口孝弘君

0.75に引き上げるということですが、震災、学校の例を挙げますと、避難所に指定されているということもありまして、文部科学省では、学校の建物については0.7以上のI s値を求めている現状でございます。それ以上というふうに考えますと、基準である0.75を目指すのか、本当に崩壊しないレベルまでもっと高めて、私の考えとしては、できれば、そのI s値をさらに上に設定をして、よくて1.0.8までは上げていただいて、その方が、この安心・安全という考えの中で、最低基準の0.75を目指すという形でなくて、もうちょっと上のレベルまで持って行って、その基準を高めて、安心・安全を保つということが大事なんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

I s値の補強後の設定なんですけども、防災上の重要な施設、例えば、病院ですとか、当然消防署ですとか、そういったところについては0.9以上ということにはなっております。仮に、ここを0.9以上という形を補強すると、執務をしながらという補強は当然無理ということになります。

さらに、それで、執務する場所を他へ移転して0.9以上のものにするという補強になりますと、中に間仕切りの補強が必要になってくる。ということになりますと、当然執務室が部屋が狭くなる。さらには、途中途中に間仕切りが増えますので、ある意味個室的な補強になってしまうような箇所も出てくる。ということを考えますと、今現在、庁舎機能や崩壊しないという基準である0.75というところを基準にしまして、今、設計をしているところで、今の状況での設計の段階の途中なんですけど、先ほどの長い方向の補強後のI s値というのは、一部は0.8以上にはなると。少なくとも0.75以上、0.8に近いところまでにはなるといような設計が、今、途中段階では上がっています。

○山口孝弘君

I s値は病院であったりとか消防署は0.9ということで、例えば、今言ったように、さまざまな耐震補強をするには、そういった弊害が出てくるであろうということでありましたが、やはり、安全・安心な建物、防災拠点としての機能をなすためには、崩壊してはならないわけであって、最大限やっぱりI s値を高めていく姿勢であったり、努力は必要なんじゃないかというふうに思いますので、その点は再度ご検討願えればなというふうに思います。

実際、耐震化するにあたり、具体的にどのような工法を考えているのか、お伺いをいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

先ほどの答弁を差し上げたとおり、鉄骨ブレースといって、窓枠のところにブレースを溶接するという場合と、あと、中に壁を作っていく場合とか、あと、柱そのものを巻いたり、基礎を固めたりという補強の方法とか、さまざまあつたりします。

あとは、免震ということで、他の団体でもやられているんですけども、基礎自体を免震としてやり直してしまうという、そういった工法もあろうかと思えます。

その中で、八街市としては、やはり、今現状、執務をしながらということを考えつつ、先ほど答弁させてもらったとおり、環境をなるべく変えない状況でやりたいということです。先ほどの設計、今、途中のところの話の中では、外付け鉄骨ブレースとあって、やはり窓の外側に枠をつけていくと。一部壁ですね、執務に影響のないところの壁の増設とか、そういうところは一部必要になるような形も出ていますけども、そのほとんどが外付けにするというような工法を考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

実際、外付け鉄骨ブレースが基本としてやっていくわけですが、実際、その工期なんですけれども、設計を行っています、工期についてはどのような形で考えているのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

これもまた、設計段階で確かにということではないですが、概ね1年間ということになりますので、今年度内にほぼ決まって、債務負担というか、年度内から始めることができれば、来年度中にはできるというスパンではありますが、その設計自体の最終回答が伸びてしまえば、今回、ある専門部署に確認をとらなきゃいけないものですから、その点を考えますと、平成30年度に発注して工事を始めると平成31年度にずれ込む可能性というのは考えられます。

○山口孝弘君

以前、第2庁舎に関しましては解体する旨の話をされていたというふうに思っておりますが、実際はどのような形にしていくのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

以前に、やはり第2庁舎の解体ということで、一応今のところ、解体までを1工期というか1期という形で考えているということ、以前答弁を差し上げたかと思うんですが、やはり、今のところも解体する方向で考えております。

○山口孝弘君

そういうことでありますと、まずは、第1庁舎を耐震補強工事をする。それが終わってから解体するという考えでよろしいですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

現時点での理想論になってしまうかもしれませんが、この第1庁舎の耐震工事をしている最中に、第2庁舎の解体の設計を出せればと考えています。それで、第1庁舎の補強が終わり次第向こうの解体に着手するというのが1番の理想論ということで、それに近づけるように今、検討しているところでございます。

○山口孝弘君

わかりました。

実際、この耐震補強工事をやりますけれども、来年度にやりたいという方向で進めていか

れるというふうに思いますが、この耐震補強工事をするによりまして、市役所庁舎、第1庁舎なんですけれども、何年持ちこたえることができる形になるのか、わかればお伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

耐震補強はあくまで耐震補強ですので、一応、何年までもつかというのは、ちょっとここでははっきりと申し上げられませんが、一応、鉄筋コンクリートの場合ですと50年となっておりますので、最低でも50年は維持できるというふうに考えています。

○山口孝弘君

そうなると、逆算すると何年ですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

こちらの庁舎、竣工は昭和56年ですので、数字上ではあと12、3年でございます。

○山口孝弘君

実際、50年が一区切りだとは思いますが、実際、50年以上建っている建物もあるでしょうし、やはり、そういった補強工事をすることによって、持たせている、持たせる形も多分できると思います。なので、そこら辺は専門業者の方にもしっかりと念入りに打ち合わせをしていただきまして、やはり、新しい庁舎が建てば、すぐ建つことができればいいですけども、実際、今の現状なかなか難しいことでありますので、耐震補強工事によって、その庁舎も耐用年数を伸ばせるような形に、強い形にするようなことも今後必要なんじゃないかなと思いますので、ご検討をお願いいたします。今年度、一般競争入札をやりましたので、次年度に行っていくということがわかりましたので、今の話も踏まえて、業者の方には設計業務をしっかりとやっていっていただきたいと思います。

次に、要旨（2）に入らせていただきたいと思います。

先日、私、鎌ケ谷市役所を視察させていただきました。鎌ケ谷市役所は、建設から40年という形で経過しており、さまざまな協議の結果、鎌ケ谷市役所自体は耐震ではなく免震を選んだというふうにお聞きしております。

その要因といたしましては、財政的な点が大きかったというふうに伺っておりますが、免震であれば、緊急防災減災事業債という形で活用できると。7割の交付税措置がされるということで、免震を鎌ケ谷市役所さんの方は選んだというふうに伺っております。

八街市役所庁舎の耐震化に向け、財政的な考えについてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第1庁舎耐震化の財源につきましては、現在、国庫補助金及び地方債を活用する予定でございます。国庫補助金の補助率は、設計監理業務は2分の1、改修工事費は5分の2となっており、残りは地方債を借り入れる予定ですが、本市に最も有利となるよう、引き続き検討してまいります。

○山口孝弘君

実際、耐震化に対しましての費用なんですけれども、幾らぐらいを想定されているのか、お伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

今、設計中ですので、現時点での見込みということになってしまいますが、一般的に外付けという形の補強で今回のを見積もりますと、本工事費で1億5千万円ぐらいではないかというふうに、今は口頭の段階ですが、そういった協議の中では回答をもらっています。

○山口孝弘君

わかりました。

耐震化については1億5千万円程度ではないかということですよ。多分、耐震化だけで終わらないですよ。さまざまな耐震化にあわせてさまざまな工事も行っていくと思いますが、総工費に関してはどのぐらいを想定しているのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

今回の耐震補強に加える工事として、外壁の見直しを考えています。タイル張りの外壁ですね。それから、屋上の防水も考えています。そういったことも含めた中で、やはり2億5千万円から3億円ぐらいの全体工事費といいますか、そのぐらいの額までにはなってしまうのではないかと。これはあくまで今の机上でのお話ですので、必ずこの中で納まるかといえ、そうではないとは思いますが、今のところ、2億5千万円から3億円の間というふうに見込んでいます。

○山口孝弘君

わかりました。

それでは、具体的にどのような国の補助金等の活用を考えているのか。また、それに対しては交付税措置というものはされるのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

今現在、設計監理に交付金、国庫補助金を使っております。これは、社会資本整備総合交付金というものの住宅・建築物安全ストック形成事業といいまして、これは2分の1補助の国庫補助金を使っています。これと抱き合わせで、本工事分についても該当できますのでこれは5分の2の補助を使う予定で今は考えています。

それで、この補助の裏分ということで、先ほど答弁を差し上げました起債ですが、こちらは公共事業等債というものを使えるのではないかと今確認中でございますが、それで、公共事業等債については、もしそれが該当すれば、一部交付税の返りもあるということでございます。

○山口孝弘君

わかりました。

4割という形ですね。4割返ってくるという形で、実際のところ、何というのかな、やっぱり単費ではできないわけですよ。なので、そういった活用をしながらやっていって、なるべく八街市に負担がかからない形に考えていくべきだと思いますが、実際はやってみたら

それが使えなかったということがまずないように、調査していただきたいと思いますし、絶対そういうことがあってはならないと思いますので、その点は気を付けていただきたいというふうに思います。

実際、この耐震化するという形で決定して、今、進めているわけなんですけど、実際、例えば免震であつたりとか、それ以外のことも踏まえていろいろと検討された結果、耐震化するという形に至ったと思いますが、最終的に耐震化にした方がいいというふうに至った経緯といますか、その判断はどのような形でされたのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

免震の工法を採用するとなると、まず、第2庁舎を切り離さないといけないというところが、まず、第1で大きな問題があります。それから、当然基礎の部分に補強というか、基礎自体を変えていくものですので、影響範囲が非常に大きいということもあります。さらに、経費ですね。費用が最低でも3倍はかかるということで、現実としてそれを選択するべきかといったときには、やはり選択するものではないのかなというところを考えた中での耐震補強ということにしました。

○山口孝弘君

耐震化への費用に関しましては1億5千万円、総工費3億円からそれ以下という形になるとは思いますが、私はもっとかかるのではないかなというふうに思っていたんですね。

そうであれば、今現在、就業面積に関しては、さまざまな各課が協力をしていただいて、いろんな場所に移動して対応しているところではありますが、やはり、この第2庁舎を解体する方向だということは、なかなか今現在、教育委員会はまだそのまま入っていますし、その場所の確保という点でいろいろと難航するのではないかなというふうに私は感じております。

そうであれば、第2庁舎も含めて耐震化をしていくという考えもあっていいのではないかなというふうにと思いますが、できればその方が、例えば、第1庁舎、第2庁舎を含めて耐震化を行った方が金額的にも抑えられるのではないかなというふうに私はと思いますが、この点についてはどのような考えなのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

先ほど、こちらの建物の耐用年数50年ということを申し上げましたけれど、第2庁舎は既に50年を迎えます。それから、実際に耐震工事をするだけで第2庁舎がいいのかといえ、やはり、あちらの庁舎自体がもう耐用年数を迎えているということから考えますと、それこそ大規模改造的なことをしなければ、向こうの建物自体を延命とすることも含めた耐震ということになりますので、その点を含めたときに、果たしてあれをまた何十年かをもたせなさいいけないのかというところもあります。

さらに、先ほどの、一緒に向こうもやるときには、第2庁舎にはアスベストが入っているのはご存じかと思うので、その点を考えますと、無理に延命させるとすれば、全てをやり直さなければいけないです。ということを総合的に考えると、やはり今は、あの建物は解体をして、何をどういうふうにするかはまだ決まっておりませんが、一度ゼロに戻すという

方法の方がよろしいと思って、解体の方向にしました。

○山口孝弘君

わかりました。

この第2庁舎がもし解体という形になった場合、解体費用に関しましては、国の補助制度が活用できるのであれば、していった方がいいと思います。その解体費用に関しては国の補助制度を活用できるのか、それに対しての交付税措置等々はあるとありますが、実際、どのような形になっているのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

解体だけということになりますと、やはり国の補助金ですとか、起債ですとか、結構縛りがあります。それで、その先に何を造るかによって、補助金がついたり、地方債が借りられたりというようなものがありますので、今のところ、近いうちに、例えば、庁舎的なものを建てるということであれば、今、第1庁舎で使っている交付金は使えることも考えられます。あるいは、造るものについて、防災的なものを中心として造るのであれば、その部分についてはそれなりの起債が見込めるというところですので、壊すだけとなりますと、今のところ厳しい、交付金とか起債については厳しいというか、あまり有利じゃないものを使わざるを得ない場合も出てくると思います。

○山口孝弘君

私も実際、解体するのであれば、しっかりとしたそういったものを活用できるような建物的なものを考えていくべきじゃないかと私は思うんです。なので、やはり今、現状、移動して、いろんなところに協力していただいて、移動していただいておりますが、やはり、あそこに庁舎があつて、入らなきゃいけないところがしっかり入って、空いたスペースには、例えばさまざまなことも多分できると思うんですね。なので、そういった考えでできれば進めていただきたいなと私は思うわけでございます。

先ほど、第2庁舎解体に際しまして、アスベストの問題も出てまいりましたが、解体するにあたって、解体するにはどれぐらいの費用が実際のところかかるのだろうかというのがわからないのですが、実際、もし解体するとなったらどの程度かかるのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

何分、解体というのがあまり経験がないと思いますので、さらに、今回、特殊なものが入っているというのと、あと、度ごとに申し上げますけど、電気通信系のケーブルがほとんどがそこを通過しているというバイパスの関係ですとか、その他もろもろを積み上げている、その設計はまだ組んでおりませんので、皆目見当がつかないというのが正直なところでございます。

○山口孝弘君

じゃあ、今の段階ではわからないということですね。わかりました。

次に、要旨（3）に入りたいというふうに思います。

八街市役所庁舎の耐震化することによる問題点というところで、私が考える問題点としま

しては、工事により騒音などが発生し、良質な職場環境が図れないであるとか、ブレースを入れると外側はブレースですから、外観の悪化。あとは、考えられるのは、さっき申したように就業面積の低下など、問題は多々あるのではないかと思います。この八街市役所庁舎の耐震化することによる問題点についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

庁舎を耐震化することによる問題点であります。工事中の問題点としては、騒音が出る、窓を開けることができない、仮囲い等により室内が暗くなってしまうなどのことが考えられます。解決方法といたしまして、騒音が出る工事は休日に行う。室内の温度管理は冷暖房で行う。仮囲いの一部にクリアパネルを使用するなど、執務及び来庁される方々への影響を最小限にしたいと考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

本当に来庁される方々に負担にならないようにしていただきたいと思ひますし、そこで働いている皆さんも負担にならないように対応していただきたいというふうに思ひますが、もうちょっと詳しく、それより詳しく説明することは可能ですか。今現在考えているこの工事、こういうことを工事していつて、何とかパネルをやるといふのは私にはちょっと説明がわからなかったのですが、どういふものなのかを聞かせていただければ。お願いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

まず、外側に枠を付けるということになりますと、当然据え付けるわけですから、つなげなきゃいけない、そういったときのその工事については休日などに行つて、なるべく音が出る工事は休日などに行うということ。

それから、クリアパネルといいますと、外側に幕を張ると思うんです。足場を組んで、外から見えないような幕を張ると。そうすると、結局、室内は暗くなつてしまうので、その幕の部分を通明なものにするということによつて、中の明かりを確保するということが可能であるといふようなことでございます。

それから、当然、先ほど、その中に壁を作る場合もあるといふ話もしましたが、そういった工事についてもなるべく休日等を使つて行うということでございます。

○山口孝弘君

中に壁を作るであつたり、中にブレースのようなものをもし入れたとしたら、面積が減つてしまうのではないかなと思ひますけれども、なるべく減らないような形で考えているのか。それとも、もし先ほどのI s値を上げるのであれば、そういうものを作つていかないといけないとなると、今の現在であれば、それを変えることも可能だと思ひます。今であれば変えることも可能だと思ひますけれども、今現在としてはどのような形で考えていますか。

○財政課長（會嶋禎人君）

鉄骨ブレースについては外側に付けると考えていますので、実際に執務しているところは、

狭くはないと考えています。

それから、壁についても、今の現在出ている壁というのが執務室のところの壁ではなくて、どちらかというと、細い側の外側とか、あと、第2庁舎側の1階のトイレと階段のあたりとか、そういったところに一部壁というか梁というか、そういうのをつけなきゃいけないとなると。当然それは、中ではなく執務室が狭くなるというような状況は想定されていませんので、執務環境についてはほとんど変わらないと。

ただ、一部、1階のロビーのところの柱、あそこは補強が必要になるということが今出ていますので、正面の自動ドアを入ってすぐ左側の柱ですね、あそこの柱に補強が必要になるということが出ていますので、その期間だけは一部囲って工事をするのが想定されています。ですから、そこは数十センチは膨らんでくるかとは思いますが、それ以外は執務室が狭くなることはないというふうに考えています。

○山口孝弘君

わかりました。

最後の質問ですけれども、耐震補強だけではなく、長寿命化工事もあわせてしていくと思いますが、この点については、長寿命化という観点では、先ほどのタイルであったり、そういった形なのか、どのような形で考えているのか、お伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

今回の耐震補強工事にあわせて、先ほど申し上げたとおり、外側の外壁タイルの剥離防止の工事を一緒に考えています。それから、屋根の防水改修工事をあわせて行くと。その後、あとは違う内部的な、例えば、トイレであったり空調であったり照明であったりというのは、その後また考えていかなければいけないと思いますが、今回の工事の中では、そこまでは考えておりません。

○山口孝弘君

庁舎に関しましては、防災の拠点という形になりますので、八街市民の生命、財産を守る拠点となりますので、ぜひともしっかりと対応して行って、工事計画を立てて進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問事項2に入りたいと思います。旅行業法について質問させていただきたいというふうに思います。

旅行業法とは、旅行の安全確保や旅行業務の公平性を維持するために1952年に定められたものでございます。

不特定多数の参加者を募って継続的に旅行を企画し、参加費を募れば国や都道府県への登録が必要になるわけですが、全国では自治体が主催するツアーが旅行業法に抵触するおそれがあるとして、相次いで中止に追い込まれている現状がございます。

同法は、無登録で不特定多数の客を集めることを禁じておりまして、営利目的でなくとも中止になるなど、専門家からは「過剰反応ではないか」という声も上がるほどでございます。法解釈に曖昧な部分もありまして、観光庁は実施可能な具体例を通知しましたが、それもま

た曖昧で、現場ではどのようにしたらいいのかということで、混乱が続いているというふうにお伺いをしております。

そこで、要旨（１）の自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取り扱いについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

旅行を伴う催事において、不特定多数の参加者を募り、主催者が旅客の運輸・飲食・宿泊サービスの対価を参加者から徴収することは、旅行業法の定めにより、旅行業者としての登録を受けた者以外は禁じられておりますが、自治体が関与するツアーのうち、旅行業法上、適切な取り扱いとはいえないツアーが認められ、中止する事例が発生しております。このため、国から、自治体が実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性・事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解される旨の通達が本年７月２８日付でありました。

なお、自治体が関与するツアーに対する詳細な解釈については、県から国に確認していたところでございますので、引き続き国や県の動向に注視してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

全国でこの旅行業法が大きく取り沙汰された経緯についてはどのような形なのか、お伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

このような状況になった経緯ということでございますけれども、平成２８年の４月に発生した熊本地震を契機に、旅行業の登録を受けていないＮＰＯや社会福祉協議会等が主催者となってボランティア参加者を募集して、参加代金を収受した上で、ボランティアツアーを実施しようとしている事例が多く見られたということから、平成２８年５月２５日付で、観光庁から鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うボランティアツアーについては、旅行業法により、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた旅行業者でなければ取り扱うことができない旨の通知が昨年５月２５日付でございました。

これ以降、各自治体が、議員がおっしゃるとおり、関与するツアーの実施においても、旅行業法上適切な取り扱いとはいえないものが認められたとしまして、各自治体においても、ツアーの実施を中止する事例が発生してきているという形で認識しているところでございます。

○山口孝弘君

わかりました。詳しく説明していただきましてありがとうございます。

実際、大変困惑しているんですね。観光庁は５月でしたか、はっきりと「なるべく自粛しなさい」というような形で通達されたのですが、その後、さまざまな自治体があれもできない、これもできないということになってしまって、何もできないよ、身動きがとれない

よという状態になって、結局は、観光庁が7月であったり8月であったり、できる事例をどんどん出してきて、結局はできるような形になって、最初はできないよと言っていたのにできるよというふうに変わってきたので、実際はどちらを選べばいいのかがわからないという現状が今続いているというのが実際だというふうに思います。

次に、要旨（2）に入りたいと思いますが、今回の旅行業法の問題により各自治体では自粛をしたり、影響が出ているというふうに伺っておりますが、八街市に関しまして、各種団体への影響についてお伺いをいたしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年7月28日付で国から通達があったものは、あくまで自治体の実質的に企画・運営に関与するツアーについてのみ、自治体が旅行者にかかわって旅行者の保護や旅程管理を行うことを前提として取り扱いを緩和するものであり、ボランティア団体や住民サークルなどが主催するツアーについては従来どおりの取り扱いと聞いております。このため、各種団体が不特定多数の参加者を募り、旅客の運輸・飲食・宿泊サービスの対価を参加者から徴収することは旅行業法に抵触するものと認識しておりますが、各種団体への影響までは現時点では把握してございません。

○山口孝弘君

各種団体、その影響はまだはっきりとはわからないというところですが、実際のところは、各種団体がそれを考慮して、自らが自粛をしたりとか、自らが旅行者にその金銭を徴収する、旅行者に払ってくださいというような、事務局を通さずに、団体が企画する形であっても旅行者に金額を払ってくださいというような、ちょっと何かウルトラCなのか、そういう形で対応しているというところも聞いております。なので、観光庁であったり県とかからこれから今後の対応の通達があるであろうということですので、しっかりと調査をして、聞いていただきまして、何ができて何ができないのかというのをしっかりと精査して対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了いたします。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄でございます。

市民の代弁者として議会に立たせていただきまして、ちょうど10年目を迎えました。今期も残すところ折り返し点の議会となりました。「いつまで議員が続けられるか、活動が続けられるか、これは市民のみぞ知る。気力の続く限り挑戦をするが、決めるのは市民」との前古場議員の名言がございますけれども、私も今、そのとおりであろうと思っております。

目標としてきました市政の改革と議会の近代化について、私の思い描いたスケジュールよりも大変におくれております。よって、年4回の質問時間を最大限に活かしながら、本議会から具体的な例題をお示ししながら、改革、改善のスピードアップを目指してまいりたいと、このように考えております。

まず最初に、質問事項1、公職選挙法選挙制度、①地方議員のビラ解禁に対する市条例の整備について、②八選管号外、政治活動用事務所に掲示する立札・看板に係る通達の結果について、③選挙公費制度の見直しについて、お伺いをいたします。

2点目に、友好都市問題、①中学生による災害ボランティアの取り組みについて、②災害被災関係自治体との相互支援及び友好都市協定について、過去何回か質問させていただいておりますけれども、その後の取り組み状況について、お伺いをいたします。

3点目は、議会改革、市長の答弁書について、事前に開示できないかどうか、お伺いをするものであります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項2、友好都市問題について、答弁いたします。

(1) ②ですが、自治体間の災害応援協定につきましては、千葉県及び県内全市町村と締結しておりますが、ふだんから交流のない県外の市町村とは本市単独での調整が難しいため、現在のところ、締結しておりません。しかしながら、近い将来、首都直下地震の発生が予想される中、同時に被害を受ける確率の低い、距離が離れた自治体との間で災害時応援協定を結ぶことも重要な災害対策の1つであると考えております。本市としましては、自治体間や民間での交流などの機会を通じまして、災害時応援協定の締結を検討したいと考えております。

なお、印旛郡市首長会では、印旛郡市7市2町間の災害時における応援協定の締結につきまして、今、準備をしているところでございます。

また、友好都市の締結につきましては、自治体間双方の市民レベルでの機運が高まり、行政を巻き込んだ形で地域間交流が進展していった中で検討すべきと考えております。

次に、質問事項3、議会改革について、答弁いたします。

議会における一般質問は、市民の代表である議員の皆様方が市民の声を市政に反映させるための重要な役割であると考えております。一般質問の答弁書の作成にあたりましては、担当課等におきまして、限られた時間の中で、質問に対し正確に、かつ、適正な答弁内容になるよう、質問要旨を質問者に確認し作成しております。ご質問の答弁書の事前開示につきましては、明文化された規則等がないため、現在は考えておりませんので、議会内で十分議論

していただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

次に、質問事項２、友好都市問題について答弁いたします。

（１）①ですが、平成２３年３月１１日「東日本大震災」以降、多くの市民の皆様からの善意が被災地に贈られてきました。

その活動の中、塩竈市民ボランティア希望代表の会澤純一郎氏との出会いから、市内４中学校と被災地との関係が始まりました。

市内４中学校は、平成２４年度から平成２８年度の５年間、宮城県石巻市、塩竈市、東松島市等への被災地訪問をし、吹奏楽部による演奏や支援物資の輸送などのボランティア活動を行いました。生徒や職員、保護者にとっては大変貴重な体験となりました。

本年度は、社会福祉協議会が、広く市民の皆様を対象に、８月２７日、２８日の２日間の日程で被災地を訪問いたしました。

今後とも、災害ボランティアの取り組みについて、関係機関と協力をしながら検討してまいります。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

質問事項１、公職選挙法について答弁いたします。

（１）①ですが、平成２９年法律第６６号をもって公布されました、公職選挙法の一部を改正する法律により、平成３１年３月１日以降に告示される都道府県または市の議会議員の選挙からビラを頒布することができるようになります。

今回の改正で、都道府県の議会議員の選挙については都道府県が、市の議会議員の選挙については市が、それぞれ条例で定めるところにより、ビラの作成について無料にすることができるものとされております。

現在、県におきましては、近県の状況を見て改正するとのことであり、県内他市におきましても県の状況を見て改正するところが多いようでございます。

本市では、平成３１年実施予定の市議会議員選挙から適用となるため、来年の９月議会までに制定する必要があるとございます。

次に、②ですが、看板等について、届け出時と変更があった場合は７月末を期限とし、変更届等を提出していただくよう通知したものでございます。その結果、設置場所の変更届が４名で１０箇所、証票の再発行が後援団体分が３名で５枚、個人分が３名で３枚、新規の証票発行が個人分が１名で１枚ございました。

また、今回の通知により、看板に対する質問や確認を数名の議員からいただき、それぞれ説明をさせていただいたところでございます。

次に、③ですが、選挙における公費負担につきましては、候補者の資金力の有無にかかわらず公平・公正な選挙を実現するため、候補者の費用負担を減らし、平等に選挙運動ができるよう、本市においても、千葉県及び県内市区と同様に、公職選挙法の規定におきまして、国政選挙に準じて、条例により公費負担ができることを規定しております。

市独自でこの基準額を設定するには、その額の算出根拠が必要となることから、独自に設定することは難しいものと思われますので、公費負担の見直しにつきましては、制度の趣旨を鑑み、議会内で十分議論していただきたいと思います。

なお、本市の財政状況を勘案し、公費負担につきましては経費削減に努めていただくよう、立候補説明会においてお願いしているところでございます。

○桜田秀雄君

それでは、再質問をさせていただきます。

地方議員のビラ解禁について、これについては議会の選挙から実施をすると方向だと、そういうことで大変ありがたいことだと思っています。

次に、立て札・看板、選挙公費問題についてお伺いをいたします。

7月3日付で、街中に立てられております議員の立て札・看板について、点検をして、変更が必要な場合は手続をとるようにと、今、選挙管理委員会事務局長からも話がありましたけれども、こういう指導文書が全議員に届いております。立札・看板については法律を守ればよい話で、法律を守ろうという意志さえあれば即できる話でございます。また、選挙公費については、税金を大切に使うという意志さえあれば、どなたでもできる話でございます。

そんな簡単なことが、八街では私が問題を提起してから10年近くたっておりますけれども、いまだに解決をされておられません。もう待つわけにはいきませんので、一歩前に進めるためには、具体的な例題をお示ししながら、随時質問をさせていただきたいと思います。

まず、立札・看板についてお伺いいたします。

ずばり、山口、小澤議員については、私と同じ議員という立場で何回か、「看板が大き過ぎるよ」、「証票が消えていますよ」というご指摘をさせていただきましたが、長い間無視をされておりましたので、折り返し点の9月議会終了を待って、警察署に告発状の提出を予定していたところでございます。

選挙管理委員会からのご指摘は、暗にグッドなタイミングでした。市民からの指摘を受けて指導文書を発送されたということでございまして、先ほど報告はありましたけれども、…。

○議長（小高良則君）

桜田議員に申し上げます。各議員の名前を出しての質問は控えるように。

○桜田秀雄君

これは、別に議会のあれに書いてある、いわゆる誹謗・中傷とかそういうことではございませんで、現実を申し上げながら、改革をスピードアップしていきたい、そういうことでお話を申し上げたので、ご理解を願いたいと思います。

許可証にあたる証票は、いわゆる自動車の運転免許に例えますと、期限切れの免許証で長い間車を運転したようなもので、選挙管理委員会はこの点についてはどのようなお考えをもっているのか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

まず、個人的なことについては、大変申し訳ないですが、私の方から答弁することはでき

ませんので、ご了承ください。

今、申しました看板等のその設置方法等につきましては、選挙管理委員会として把握できたもの、または通報等につきましては、現地を確認する、それで指導します。指導に従わないものにつきましては、警察の方に通報しまして、警察と一緒に対応したいというふうに考えています。

○桜田秀雄君

立て札・看板、このサイズについては、縦が150センチメートル、横が40センチメートルと決められております。そして、選挙のたびに選挙管理委員会の立候補説明会、この中でも、関係職員の方から注意をするように、こういうことを申されております。そうしたにもかかわらず、もう10年間ですよ。10年間、これが守られてきていない。

そういう意味では、今回、選挙管理委員会が市民からの指摘があったと、そういうことで出されたようでございますけれども、一歩前進かなと思っておりますけれども、ぜひ、法律は守っていこう、このように私は皆さんに呼びかけをしたいと思います。

次に、のぼり旗についてお伺いをいたします。

平成27年度の選挙の際、他の市町村から陣中見舞いに訪れました議員の皆さんから、「八街の選挙は無法選挙だね」と、このようなご指摘をいただきました。ずばり、八街駅等で鈴木候補に違法であることを指摘して、再三再四やめるようお願いをいたしましたけれども。

○議長（小高良則君）

桜田議員、桜田議員、桜田議員に申し上げます。

桜田議員、聞かない場合には質疑を中止することもあります。

桜田議員に申し上げます。一般質問とは市政に対する事柄を質問する場でございます。議員を引き合いに出しての質問はいかななものかと思しますので、質問の仕方を十分考慮した上で質問を続けてください。

○桜田秀雄君

私は議長のご指摘を真摯に受け止めながらやっております。

平成20年の議会では、私を名指した人が再三再四ありました。それについても、議会で異論は一切出ませんでした。その際は、私から見れば誹謗・中傷にあたると思いますが、今私が説明しているのは事実を申し上げているだけでございますから、何ら、そうした項目には該当しない、そのように私は思うところであります。

○議長（小高良則君）

事実でありまして。

議員の名前を挙げての質問は（聴取不能）。

○桜田秀雄君

それでも、（聴取不能）これからは違うように質問させていただきます。

○議長（小高良則君）

注意申し上げます。

○桜田秀雄君

ずばり、南部地域の道路や畑、ここには数えきれないほどのぼり旗が立っておりまして。この姿には誰もが私は驚いたと思うんですよね。そして、僕の事務所の皆さんも見学に行こう、そういうことで見学に行くほどでした。

先般、都議会議員の選挙で候補者の車に同乗する機会がございましたけれども、個人名入りのぼり旗を利用している候補者は見当たりませんでした。違法でありますから当たり前であると言えば当たり前のことですが、八街の現状は当たり前からほど遠いところがございます。はずかしくない八街にするために、市選挙管理委員会は、来年の市長選挙、そして翌年の市議会議員選挙、どのような見識をもって臨まれるのかを、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

まず、のぼり旗につきましては、立て札・看板の類と解されております。候補者名、または氏名を類推するものが表示されることについては禁止されております。

ですので、選挙管理委員会として把握できたもの、または通報等によりまして出てきたものについては、まずそののぼり旗を確認し、指導、または指導できないものについては、警察と連携をとりながら、対応していきたいと思っております。

また、今言われた全般的なことにつきましては、立候補者説明会においてわかりやすい資料等をお配りして、説明していきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

以前、私が質問をしたときに、選挙管理委員会の方から、あれを1、2本自転車につけて走る人がいますよね。1、2本はともかくとして、このような答弁があったように記憶しております。「1本でも100本でも違法行為には間違いありません。個人的には、現状の公職選挙法はあまりにも縛りが多くて、活動の自由を拡大すべきと私も思っておりますけれども、市民の代弁者である議員になろうというのですから、やはり守るべき法律は守ろう」と、こういう姿勢がなければなりません。買収行為さえしなければ何をやっても大丈夫という土壤が一部残っておりますけれども、告発すべき点はきちんと告発することが、法律を守ろうという意識の高まりを呼び、議会の近代化にもつながってまいります。

少ない職員で対応は大変であろうかと思っておりますけれども、ぜひ、厳格な規則の運営を行っていただきたいと、このことを申し添えておきます。

次に、選挙ポスター作成資金についてお伺いをいたします。

市民の税金で賄われる選挙用ポスターの作成経費、これは八街市の場合は、公営掲示板167カ所分、167枚です。上限額は38万7千273円で、1枚当たりの単価は2千319円になっております。八街秋祭りのポスターが、1枚100円未満とお伺いをしておりますので、あまりにも高過ぎるものと私は思います。

平成19年の議会選挙で、選挙ポスター作成経費が社会問題となりました。ある人の一般質問で、八街には印刷組合は存在しないと断言され、名指しで批判をされ、あげくの果てに

告発者が問責決議を受けるという、本末転倒のお話もございました。

ここに、翌年の平成20年4月8日、インターネットから印刷をしました「業界の繁栄と協調を目指し」という13ページほどの雑誌がございますけれども、これは千葉県印刷組合各支部の代表者や、あるいはその名簿、活動などが記載されております。

事件発覚後でございますけれども、どういうわけか削除をされました。桜田議員の自作自演ででっち上げだとかのご指摘もいただきましたけれども、これはでっち上げではございません。要は、税金を適正に使っていただきたい、不適切であれば自ら律していただきたいという願いから告発をしたわけでございますから、問題提起で解決ができれば最良の策でございます。ですから、裁判で争うこともしませんでしたし、一々証拠物件を提示して反論するのも大人げないなと思ひまして、公表を差し控えておりました。

ずばり、当時の監査委員の報告書によりますと、印刷業者から20万円を受け取った議員がおり、議員になったことで、受け取るべきではないと思い後に返還したとの記述がございます。錯誤によるものと書状されておりますけれども、返還すれば問題なしということは、政治の世界だけに通用する話で、民間では通用しない話であろうと、私は考えております。

錯誤・錯覚であり、一時的であり、どんな理由であれ、一度公金に手を出したとなると、幾ら議会で立派な政策論議に花を咲かせたとしても、むなしく伝わってまいります。全国各地でこうした事態が今なお単発的に起こるのは、市場価格と上限額に2倍近くも差があるからで、「使えるものは使っちゃおう」、「もらえるものはもらっちゃおう」というささやきに、誘惑に負けて不正に走る要因になっていくのではないのでしょうか。

前回の選挙、こうした議論も知らない人は、いわゆる新人議員は、上限額を請求されておりました。今後、再びあのような事件が発覚するとも限りません。そういう事件が発覚をしないように、上限額を20万円程度に適正に行うべきであると思ひますけれども、選挙管理委員会はどうにお考えですか。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

ポスターの作成費につきましては、これは国政選挙に準じて条例で定めた額でございます。

上限額としては、38万7千273円、これはあくまでも上限でございます。1枚当たりが2千385円。この内訳といたしましては、印刷料として1枚525円6銭、これにデザイン料、31万500円を上乗せしたものでございます。このデザイン料の中には、写真の撮影料であったり、何色刷りにするのか、またはツヤとか色とか、候補者によってはしわをとったりとか、ほくろをとったりというような加工が含まれていると思われまふ。

この辺についての額の根拠については、選挙管理委員会としては把握というか、その算出根拠がございませんので、この額については、あくまでも38万7千273円を上限としてお支払いしますよということで、立候補者説明会の中でも説明しておりますが、あくまでも、皆さん、今、市の財政状況を把握していただいている中で、少しでも金額を下げていただきたいというお願いをしております。

今後につきましては、先ほど答弁で申しましたが、立候補者説明会の中で、細かい説明書

を提出しまして、皆さんにもう一度お願いをしていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

選挙管理委員会事務局長、この制度そのものを導入するかしないかは任意ですよね。だと思っ
思うんですよ。任意ですよね。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

ポスターの額を下げる、これは市の、例えば市長選、市議会選挙については下げることが
可能かもしれません。ですから、その辺については、選挙管理委員会として下げるものでは
なく、議会の中で議論をしていただいて、安堵していただきたいと思います。

○桜田秀雄君

自分たちのことを自分たちで決めるのですか。そうなんですか。それで、市民の皆さんが
納得すると思いますか。

既に、こういう問題は多くの地域で発生をしております、そうした地域においては、制
度そのものを廃止したところもあります。上限額を削減したところもあります。やる気にな
ればできると私は思うんですね。

公開をされている選挙収支報告書によりますと、平成19年度の選挙では、過半数の候補
者が選挙ポスター作成経費に52万5千円かかったとして、上限額の38万7千273円を
請求されております。名前を出してはいけないというので、ある党は、52万5千円で請求
をされ、上限額の38万7千273円でした。しかし、平成23年度の選挙では22万5千
円、次の平成27年度の選挙では19万2千500円、実に3回の選挙を経て、3分の1まで
圧縮をされています。驚くほど努力をされていることが伺えます。

これは、前年、平成18年に、東京都目黒区で起こりました〇〇議員団による政務活動費
の不正がオンブズマンによって指摘され、支持母体から厳しい批判にさらされ、6人全員が
辞職に追い込まれたと、こうしたことも影響しているんだろうと私は分析をしております。

何はともあれ、問題の提起を謙虚に受け止め、努力された結果に対しては、高く評価をし
ていきたい。そして、私たちも見習うべきである、このように考えております。

〇〇さんは、当時議員で、やはり52万5千円でポスターを作り、請求額は上限額の38
万7千273円でした。その後、議長職につきましたので、その選挙では17万1千342
円でございます。やはり財政を預かる立場になりますと、使えるものは使っちゃおう、こ
ういう安易なことはできませんので、努力の成果だろうと思います。素晴らしいことだと思っ
て、私は称賛をしたいと思います。

私も、平成23年の選挙では、桁違いでございますけれども、8万8千176円でポス
ターを作りました。平成27年の選挙では、カラーコピーのポスターで5千100円で作りまし
た。パソコンで自分でつくったわけでございますけれども、印刷も市内のコンビニでコピー
すれば、カラーコピーは1枚80円です。しかし、1円でも節減しようと思い、富里の量販
店でコピーをいたしまして、1枚30円でできました。また、市の財政状況も配慮しまして、
選挙公費上限額94万円も全額辞退をさせていただきました。

事務局長は、選挙管理委員会の代弁者として今は答弁に立っておられると思いますけれども、先ほど議長が言ったように、今は総務の課長でもございます。そういう立場から、市長が実践されているこの意を酌んで改革を断行すべきだ、このように思うんですが、もう一度ご答弁のほどをお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

ポスターの件につきましては、先ほどから申しておりますとおり国政選挙の額で、これは根拠が出ております。その中で定められた金額ということで、うちは使っております。もしこの額を下げるということであれば、先ほどから申しておりますとおり、議会の中で十分な議論をしていただいて、これを上げるのではなく下げるのであれば議論をしていただきたいというふうに考えています。

私、先ほども申しましたが、選挙に対しましては、誰でも公平で公正な選挙ができることが必要であります。今、現職の方と例えば新人の方が出られたときには、現職の方につきましては、撮影された印刷のネガがありますので、もしかするとそれを使えば安くできるのかもしれない。ただ、新人の方は一から作ることになりますので、その辺の額を下げるということについては、やはりこれは公平な選挙にならないというふうには考えております。

○桜田秀雄君

選挙が近づきますと、いわゆる関連する印刷業者さんから電話あるいは案内の資料が届くようになります。鹿嶋市は、毎年八街市と同じ時期に議会議員の選挙が行われております。前回、ある候補者が印刷所さんから、「選挙公費でリーフレットや名刺も作れますよ」と言われたそうです。「違法ではありませんか」と問い返したところ、「今の話は忘れてください」と言われました。選挙後、違法行為が蔓延をしているのではないかと思います。警察に告発をしようとしたところ、逆に警察から、「まず、あなたを検挙しますよ」と言われたそうでございます。「結構です。違法行為を質すために自分が犠牲になります。ですから告発状を受け取ってください」と、ここまでして初めて告発状が受理された、こういう事例があります。

私は、おかしい話だと思うんですね。例えば選挙となると、さまざまなチラシ、リーフレットが各家庭に投函をされます。選挙ポスターに関わる経費では、ポスターの印刷代のみで、これらの印刷物に使用することは違法となりますからできません。

岐阜県山県市では、平成18年の選挙で、チラシの印刷代も含まれていたということで、大量の議員が辞職に追い込まれました。当然、法定外のチラシですから選挙収支報告書にも記載できません。これは、講演会活動の一環として作られているものと私は思いますけれども、これらの経費についてはどのような形で報告すればよいのか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

それにつきましては、選挙管理委員会の方にご相談いただくというのも、1つのあれですが、今言われたように警察の方に直接申し出ていただきたい。

今、言われていましたポスターの件につきましては、例えば印刷につきましては、印刷業

者から直接請求がありまして、市から直接印刷業者の方へ支払いをしています。これは候補者を通さずに直接支払いをしておりますので、この金額に、例えば故意に誤りがあるとかそういうものであれば、これは詐欺罪または虚偽公文書作成罪等に当たるのではないかというふうに考えています。

○桜田秀雄君

これは、私は毎年度末に千葉県選挙管理委員会の方から、政治資金規正法に基づいて収支報告書を出しなさいと。多分そちらの方の記載になるのではないかと、私は思うんですね。これも違法なチラシですから、出していいのか悪いのか、私もよくわかりませんが。

ここに平成27年、八街市の市議会議員の選挙が行われた年でございますけれども、八街市市議会議員の皆さんの平成27年度の政治資金収支報告書、このコピーがございます。この中では、ほとんどの皆さんがゼロ、収支ゼロ。これで報告をされております。大量のチラシやパンフレットが街中に大量に貼られているにもかかわらず、収支ゼロとなりますと、この印刷物の代金はどこから出たのかと市民から追及されたら、ひとたまりもないと私は思うんですね。疑惑をもたれることになろうと思うんです。

私は、今回はこれ以上申し上げませんが、要は、公人としての自覚を自ら律するという姿勢が求められていることだろうと思います。千葉県選挙管理委員会への収支報告書、皆さんゼロで報告をされておりますけれども、記載漏れがもしあるのであれば、修正をし入れ替えて透明化を図る必要がありますし、そうでないと、私は大変な事態になる、このように考えております。議会の選挙前に、再度質問をさせていただき、自制されていなければ告発をさせていただきますので、適正に処理されることを希望いたしますのでございます。

ところで、平成23年の選挙でございますけれども、私の仲間が立候補いたしました。選挙にかけた経費は5千701円です。それで544票の票をいただき、残念でしたけれども次点に終わりました。これ当选したら、多分全国で一番選挙経費をかけずに市議会議員になったとして、時の人になったのではないかと、このように私は思っております。

選挙ポスターは白黒コピーで、選挙公費の請求をしたところ、選挙管理委員会から門前払いをされました。わずか1千670円ではございますけれども、税金をなるべく使わないように努力した人が報われないというのは、私はおかしい話だと思うんですね。領収書があれば公費負担の該当になる、このような制度に見直すことはできないかどうか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（大木俊行君）

今の内容で、ちょっと内容を見ておりませんので、答弁はちょっと難しいですが、内容を確認させていただいて、もちろん支払いできるものについては支払いをするという形になると思います。

○桜田秀雄君

ぜひ、僕も前は5千円ちょっとでポスターを作りましたが、今の制度の中では請求をしてもいただけないのではないかという思いで、請求をしませんでした。次回は、私も

白黒コピーで挑戦をしたいと考えておりますので、ぜひ制度改正をお願いしたいと思います。

次に、友好都市問題について伺いをいたします。

先ほど、市長の答弁の中で、検討をしていきたいと、こういうお話がありました。市長、僕のこの質問は何回目ですか。おわかりですか。もう何回もこの質問をしています。学生によるボランティア体験学習の実施、先ほど教育長からもお話がありました。私が提案をしてから、一自治体の公立中学校が東日本大震災の被災者に寄り添っていただいた。ということは、私は誇りに思いたいと思っています。同時に、私もふるさとが東北でございますから、改めてご苦労さまでしたと、感謝の意を表明させていただきます。

これらの体験学習に直接参加をされた皆さんの、教育的効果はもちろんのことでございませうけれども、その後のさまざまな体験発表などを通じまして、多くの市民の皆さんに伝承され、その成果は大きなものがあつたと、私は思っております。

先ほど、教育長がお話をされたように、8月27日、これらを引き継いで、市民有志の皆さん40名ほどが被災地に赴きました。私もお見送りをさせていただきました。これもその成果の賜物であろうと私は考えております。

昨年は私も現地に参りまして、中学生の皆さんと合流した後、被災者の皆さんとの交流会などに参加し、その後、周辺の各市町村を回って意見交換をしてみました。とりわけ、交流の深い石巻市では、防災担当者がボランティア活動に理解が深く、八街の子どもたちや市民の皆さんが築いてくれた絆を形に残すのは、これは行政の仕事であると、そういうことで認識を一緒にしました。

そうしたことから、担当者は八街市から要請があれば真摯に前向きに検討したいと、このようなご返答をいただきましたので、帰ってすぐにそれらの資料を添付いたしまして、秘書課に提出をしております。説明をしております。その後、両市に聞きますと、一回も八街市からそういうお話を伺ったことはありません、こういうお話を伺っているのですが、これは事実でしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

それは、災害時の応援協定のことでしょうか。友好都市のことでよろしいでしょうか。

災害時応援協定を含めましてのご質問だったと思うんですけども、その友好都市となりますと、それを締結するとなると、市民レベルでの交流、それから歴史文化、そういった観点からの何らかの関係があるですとか、自然環境が類似している、こういう提携をするきっかけとなる要因があるということが前提にありまして、そういう協定を結ぶものというふうに思われます。

友好都市とかとなりますと、お互いのPR、それから街おこし、こういったものにつながる、相互に有効有益であるということが、前提になると思いますので。

○桜田秀雄君

お声かけをしたことがあるかどうかだけ、簡単に説明してください。

○総務部長（山本雅章君）

そういった観点から、こちら側からは友好都市ということでの働きかけはございません。

○桜田秀雄君

市長、市長はこれまで何回も私の質問に対して、期待を持たせるような答弁をずっと繰り返してきたんですね。

今も申し上げましたけども、塩竈市、石巻市さんの担当者に、八街市から何らかの問い合わせがありませんでしたかと尋ねたところ、両市とも一度もないということでございます。両市の仮設住宅、今回行った人はわかると思うんですが、ほぼ撤収をされておりまして、市民、いわゆる草の根交流、これがますます難しい時期に今来ていると思うんです。

石巻市は石ノ森章太郎さんのアニメ作品でございますけれども、「サイボーグ007」や「仮面ライダー」などを使ったユニークな街おこしをされておりまして、また、両市とも漁業を中心とする街でありまして、マグロやサンマの水揚げで有名な街でございます。八街は野菜を中心にした農業が基幹産業の街でありますので、お互いに交流をすすめれば、お互いの特産物の交流などを活かして、街おこしにもつなげることができるだろうと私は思うんですね。

私もいろんなことをここで質問したいのです。年4回しか議会がありません。それで1回50分です。市長が本当にやる気があるのかなのか、ここではっきりとしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

まず、その友好都市の前に、市内4中学校、平成24年から28年にかけて5年間、宮城県の石巻市、塩竈市、東松島市等に、被災地を訪問していただきました各中学校の生徒の皆さんのご努力に対しまして、本当に心から敬意を表する次第でございます。

今、災害応援協定の話が出ましたけれども、実は印旛管内で印旛郡市7市2町間の災害時における応援協定、まだできていなかったのです。これを私が提案したのです。印旛郡市の首長会で、なぜ、遠くの文化交流も大事だけれど、近隣の。

○桜田秀雄君

時間がありませんから、私の質問に答えてください。

○市長（北村新司君）

私が話をしているんですよ。

○桜田秀雄君

時間がないんです。

○議長（小高良則君）

答弁中です。答弁を続けてください。

○市長（北村新司君）

私は、今印旛郡市の市長会で、今まで近隣の首長の中で、印旛郡市内の市町村の災害時の応援協定がないということ、事実だろうということで、これは、ぜひ印旛郡市7市2町間で災害時における応援協定をぜひつくってくれと、そうしたら事務局も検討しますというこ

とでありまして、佐倉市の蔵市長さんも「これはいい提案だ」ということでありまして、まずは、遠くの方の文化交流の中でいろんな友好都市を作るのも大事だけれども、近隣の印旛郡市内で作っていなかった。これは事実なんです。これを提案したら、それはいいということで、7市2町の首長さんが全員賛成してくれました。今、事務方が準備しています。まず印旛郡市でいろんな災害があったときに、まずは隣の家を、隣の街を助けようと、今その機運が上がっております。

こうしたいろんなことを今進めておるわけでございますけれども、まずはこの印旛郡市7市2町の災害時の応援協定、これをしっかり締結をした後、桜田議員のいろんな今の提案につきましても、種々検討してまいりたいと思っています。

○桜田秀雄君

塩竈市では、震災以降多くの自治体から友好都市を結んでください、災害協定を結んでくださいと多くの要望があつて、いろんな自治体と結びました。もう手いっぱいですと、悪いけど勘弁してくださいと言われました。石巻市は1年前ですよ、あそこもいろんなところと友好協定を結んでいます。その中で八街の子どもたちのこれまでの努力、これをやっぱり形にしていくのは行政の役割ではないかと、そのように思っていると、こう言うんですよ。

市長から一声あれば、積極的に取り組んでいく、こういうお話があつたのです。これは時間が過ぎれば過ぎるほど、相手方もそんな話はいっぱいきているわけですから、もう手いっぱいになってしまうと思います。もしやる気があるのであれば、即市長から指示を出していただきたいと、このことをお願いしておきます。

時間がなくなってきましたけれども、次の議会改革についてお伺いをいたします。

先ほど答弁がありましたけれども、私は、ある若い議員の個人質問に感心をさせられたわけであります。先ほど答弁がありましたので、ちょっと時間がありますので、あと1分しかありませんので、割愛をさせていただきます。

通告できませんでしたので、答弁は求めません。

市長、ふれあい祭り、夏祭りの件で、1件、私は苦言を申し上げたいと、このように思います。提案理由の冒頭に、ふれあい夏祭りに2万4千人の市民の皆さんが訪れたとお伺いいたしました。

○議長（小高良則君）

桜田議員に申し上げます。通告にない発言は控えてください。

○桜田秀雄君

答弁を求めませんので、お願いします。

○議長（小高良則君）

答弁がなくても、ここは質疑をする場ですので、質問をしてください。

また、答弁は事前通告に従って、通告に従って質問をお願いします。

○桜田秀雄君

わかりました。それでは議会改革について、差し戻して質問させていただきます。

市長答弁書を復唱する形で再質問を組み立てていく。私などは一括質問の形が多く、市長の答弁の要点のみをメモしているわけですが、全体を復唱できるだけの記憶は、年のせいかだんだんなくなってまいっております。ところが、先般、この議員の質問終了後、この机の発言席の上に1枚のコピー用紙が置き忘れられておりました。のぞいて見ますと、市長の答弁書でございました。一瞬こういうことかと思いましたが、若いのに今からこんなことと思ったわけですが、しかし、よくよく考えてみますと。

○議長（小高良則君）

桜田議員に申し上げます。桜田議員の申し合わせの時間が終了しました。

これで桜田議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、国民健康保険の広域化の問題、そして、2点目に誰もが利用できる乗合タクシーの運行の問題、3点目に道路整備・安全対策の推進をということで、3点にわたって質問をするものであります。

まず、1、国民健康保険の都道府県化について、であります。

来年4月から始まる広域化は、国民健康保険が抱えている構造的な危機を克服するための、このような理由で導入されるものですが、年齢構成が高く医療費水準が高いということに加え、所得水準が低い、保険料負担が重い、保険税の収納率の低下、一般会計からの繰り上げ充用をせざるを得ないなど、現状の困難を打開するものとはとても言えません。

今回、政府が進めようとしている都道府県単位の広域化は、市町村が担っている国保の中の財政権限だけを都道府県に引き上げて、新たに導入した納付金の制度を利用して、相対的に所得の低い市町村を所得の高い市町村に支えさせようという仕組みであり、国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。

この広域化のもとでの、（1）国保税について、お伺いいたします。

①県が示す保険料の試算は。

県の標準保険料率の試算についてであります。広域化に向けて、3回目の標準保険料率の試算が明らかにされますが、これはどのような見通しになるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市町村が保険料を決定するための目安となる標準保険料率の算定方法につきましては、国

のガイドラインの原則に従い、市町村ごとの医療費や所得に係る地域差、激変緩和措置等を勘案した上で算定されます。

現在、第3回の試算が行われているところであり、国からの特別調整交付金などによって、第2回の試算値より引き下がるものと想定しております。

○丸山わき子君

引き下がるというようなことでありますが、それはまだ確定はしていないわけですね。

第2回目のこの保険料の試算というのは、八街市は一人当たり約5千円、今よりも高くなるという上乗せの試算が出たわけですね。今度、3回目の試算では、この5千円よりもっと下がるのかどうか、その辺についてはどのような見通しか、お伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今、市長が答弁申し上げましたように、2回目で示されております5千円という数字よりは、3回目の試算におきましては下がるものというふうに考えています。

○丸山わき子君

そうしますと、従来の八街市の国保税と変わらないと、変わらないということによろしいですか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今日、実は県の方でこの広域に関する説明会が開催されているところでございまして、その中でこの試算値が公表されるかと思えます。それを見ないと、変わらないということでは説明はできませんけれども、2回目の試算で示されたその5千円の上乗せという数字よりは、下がるのではないかという見通しで考えております。

○丸山わき子君

保険税の賦課決定権、これはこれまでどおり市町村にあるというふうに思うわけなんですけれども、そのことを踏まえまして、これ以上市民負担を絶対増やさない、そういう立場で臨んでいただきたいと。

で、万々一、これは若干引き上げなきゃならないよというようなことがあった場合、これはきちんと一般会計からの繰り入れで手を尽くして、市民には負担にならない、こういう取り組みをしていただきたいというふうに思いますが、再度その辺について、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、担当課長より申し上げたところでございますけれども、まず、国保の広域化に向けましては、先ほど丸山議員にも申し上げましたとおり、全国市長会でもしっかりと申し上げているところでございます。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化するということを、重点提言として市長会で決議しております。

また、改めまして、広域化にあたり県に支払う国保事業の納付金ということであろうかと思えます。平成30年度以降の広域化に伴い、財政運営主体が市町村から都道府県にかわることで、県内市町村の保険給付に要する費用が、国庫支出金あるいは都道府県からの繰入金

のほか、市町村からの国保事業納付金によって賄えることとなります。当然に、市町村からの納付金が滞れば、国民健康保険制度の運営に支障を来すこととなりますので、繰り返しくなりませんが、納付に必要な財政措置はきちんと講じて対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

前もって答弁いただいてしまいました。ありがとうございました。

②目標収納率達成状況について。

今後、県の方のこうした納付金決定に関しましては、いろいろな計算方式を組み合わせして、市に示してくるというようなことなんですけども、例えば収納率です。この目標収納率というのがありまして、八街市は県下最下位、８５パーセントという収納率なわけですね。これに対して、県の平均を達成するために、今後、県はいろいろな指導をしてくるのではないかというふうに思いますけれども、県はどのような対応をしてくるのか、その辺はどのようにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県が示す、保険者規模が１万人以上５万人未満の自治体における現年度分目標収納率は、９１パーセントでございますが、本市の平成２８年度現年度分収納率は８５．３７パーセントと、目標を大きく下回った状況でございます。これに対しまして、８月に実施されました県からの保険者指導で、関係各課からの情報収集・滞納者の実情を把握し、収納率の向上を図るよう求められておりますので、市税等徴収対策本部を中心とした全庁的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

結局は、市民に対するそういう徴収強化を指導してくるということなわけですね。

八街市の国保の滞納者の実態、これは年間所得が２００万円以下の世帯が８割をしめていると。このうち年間所得３３万円以下、所得がゼロ、未申告の世帯は約半数近くになるわけですね。支払うお金がない世帯に容赦なく徴収強化をせよということなわけですよ。命と健康を守る、豊かに暮らす権利が無視されていく。これが広域化の行き着くところなんですね。こういうことは絶対にあってはならない。で、市町村に圧力をかけてくると、もっと徴収強化をなさい、なさいということですね。これは、やっぱり県の指導にのっとったそういう徴収強化であってはいらないと。本当に市民の暮らしを守る、これは地方自治体の仕事ですから、そこにきちんと視点を置いて、この国保運営をしていただかなければならないと、このように思うわけでございます。

（２）納付金について。

①１００パーセント納付への対応は。

先ほど、納付金については、市長の方から既に答弁がございましたが、今後、１００パーセント、この納付金は義務付けられていくわけです。本市の収納率は８５．４パーセントというような状況ですから、この不足分、これは一体どうするんだと。１００パーセントにす

るためにこの不足分はどのように対応されるのか、その辺について伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市町村が県に支払う国保事業費納付金につきましては、国民健康保険加入者に納めていただく国民健康保険税で賄えることが理想でございますが、これまでも一般会計からの法定外繰り入れや繰上充用の措置を講じ、国民健康保険制度を運営してきたところでございます。

広域化に伴い、千葉県国保運営方針の骨子案では、一般会計からの法定外繰り入れは、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることになることなどから、解消、削減を図るべきとしながらも、早急な解消や削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあるため、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要があるとされておりますので、当面は納付に必要な財政措置を講じまして、対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

政府の都道府県化に向けたガイドラインの中では、決算の補填と目的の繰り入れは、計画的に削減すべきだと言っているわけなんですね。しかし、同時に、国保は自治事務であり、一般会計からの繰り入れは制度上禁止されていないと、このようにあえて言っているわけです。そういう意味では、一般会計から繰り入れをして、市民の負担にならないように、今後努力して行っていただきたい。このことを重ねてお願いする次第でございます。

この国保の広域化というのは、先ほども申し上げましたけれども、構造的な問題は何ら解決されておりません。保険者の努力支援制度を導入して、医療サービスの抑制あるいは過酷な徴収強化、また資格証の発行などの強権的な国保運営が危惧されるわけです。

国は、3千400億円と財政安定基金2千億円を確保したということのようですが、全国知事会は、低所得者が多数を占める国保が抱える問題の根本的な解決には1兆円が必要だということで、この間、政府に要求してきておりますが、いまだにこれは実現しておりません。

市長も、この間、国保運営に関わっては、国が減らし続けてきた国庫補助をもとに戻すこと、それと同時に国保の構造解決、これに迫る強力な要請を国にしていきたいと、このように思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げたところでございますけれども、今年6月、持続可能な安定的な社会保障制度の構築に関する決議を採択したところでございます。国民健康保険制度につきましては、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国保の都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

先ほども申し上げましたけれども、低所得者層に対する負担軽減策の拡充強化、そして低所得者層を多く抱える保険者の支援を強化するということを、重点提言として積極的な措置を講じるよう、全国市長会でも決議しておりますし、引き続き懸念される医療費の増加に対応

できるよう、また国からの財政支援、これは本当に必要でございますので、さらなる国保財政基盤の強化が図られるよう、全国市長会あるいは千葉県市長会でもどんどん発言したり、決議してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、強力な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、（３）いのちと健康を守る国保に、ということでお伺いするものであります。

①国保加入者の実態について。

八街市の国保加入者の実態について、まず市長にお伺いするところなんですけれども、国保加入世帯のうち、滞納世帯は約２割強となっております。滞納世帯の約半数は、資格証、短期保険証、また保険証が届けられていない滞留世帯となっているわけですが、大多数は払いたくても払えない、そういう世帯となっていると思います。市長の認識はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成２９年５月３１日現在における国保加入世帯１万３千２６５世帯のうち、滞納世帯は２千４８１世帯、率にして１８．７パーセントとなっております。この滞納世帯のうち、未申告世帯を除いた所得１００万円未満の滞納世帯数は９４０世帯で、滞納国保世帯の３７．９パーセントという状況でございます。

また、被保険者数別の滞納状況でございますが、被保険者数４人以上の滞納世帯は２５４世帯で、国保加入世帯の３０．４パーセントを占めており、低所得である世帯や被保険者数が多い世帯ほど滞納傾向にあるものと認識しております。

○丸山わき子君

本当に八街市の特徴的な内容だと思うんですね。やはり、市長が認識されているこの問題をどう解決していくか、ここが今八街市にとっては問われているというふうに思うわけです。

②応益割の見直しを。

八街市は、平成２８年度、国保税の引き上げをしております。応益割、これを引き上げてきているわけですね。市の保険税は所得に応じて支払う応能割負担率、それから収入に関係のない均等、平等割の応益負担率、これがほぼ同じになってきちゃっているわけですね。収入のある方と収入のない方のその負担割合が同じになってきてしまった。

国保加入者には、この仕組みが大変な負担増となっていると。これは応益割の見直しをすべきではないかと思うんですね。実は、この広域化を導入するにあたっては、県は５０対５０にしろさいということを行っているわけですが、八街市は既に国保税の引き上げのときに５０対５０に近づけてきているわけですね。このことが、本当に市民を苦しめている。で、そのことは収納率８５パーセントにもはっきりあらわれているんですね。

そういう点で、この応益割の見直しは再度していく必要があるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険税の応益割部分につきましては、受益者負担という観点から、必要となる費用を応分の負担として課税させていただいております。この応益負担部分は、世帯所得に応じて軽減措置を講じておりますが、それでもなお既定の納付回数では納付が難しい場合には、納税相談等により納付回数を増やすなど、納税者個々の実情に応じたきめ細やかな対応をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○丸山わき子君

今、国保税は受益者負担と言われたのですけれども、収入のない人にまで受益者負担というのはあり得ないのではないですか。収入があって、初めて払う能力があるわけですよ。全くない方々に、払うのが平等だということでこの国保税を押し付ける、これはとんでもないことですよ。税金というのは、これは国保税ですからね、徴収したら再度還元していく。市民の皆さんが平等に医療を受けられるように還元していく、これが本来じゃないですか。

ですから、これは、このままこの応益割の見直しをしないでいくと、払えない世帯がますます増えていくことは明らかだというふうに思います。

それから、市長は、最初に八街市の国保の認識について伺ったときに、低所得者が多いと、そして、いまひとつ家族の多い世帯は滞納が多い、こういうことを言われたわけじゃないですか。そういう矛盾を、受益者負担だから当たり前だということで、国保税をあくまで納めさせていくと、納められないという状況がもう出てきているわけで、あるわけですよ。そういう点では、見直しをしていかなければならないのではないかと。もう徴収強化をしても、収納率は県下最下位、85パーセントと、こういう状況がもう示しているんじゃないですか。

八街市は、もう本当に職員の皆さんが一生懸命徴収強化をしても、なかなかこれがアップしていかない。払えないんですよ、市民の皆さんは。そういう市民の皆さんに向かって、もっと払え、もっと払え。ない袖は振れませんよ。そういう点では、この応益割の見直しは、ぜひやらなければならないというふうに思います。

それで、国は保険者支援の交付金を3千400億円用意しています。これは一人当たり1万円を引き下げることができるんだと、財政改善の効果があるということで、国はこうした予算を用意したわけです。この交付金を活用して、この応益割の見直しを図っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今、議員さんの方からお話のございました国が交付を表明しております3千400億円でございますけれども、平成27年度から既に使用されております1千700億円については、低所得者対策強化のための財政支援の拡充分として、また、平成30年度から実施されます1千700億円につきましては、財政調整機能の強化あるいは精神疾患などの、自治体の責めによらない要因による医療費増への対応などとして、法定外一般会計繰り入れの解消を図るなどの財政基盤の強化を図るということのために措置をされるものというふうに認識をし

ております。

そうしたことから、保険税率を引き下げることが主とした目的ではないという認識の中で、これから示されます標準的な収納率というものをもとに算定されます市町村が徴収すべき額に係る標準保険料率というものを、基本にしてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

そうであれば、こういった制度が全然活用できないわけではなくて、活用している自治体もあるわけですから、こういった制度を活用すると同時に、一般会計からの繰り入れでこういった対応をしていくべきだと。これをしなければ市民の医療、命、健康は守れません。ぜひ、そういった点では、積極的な対応を検討いただきたいと、このように思うところであります。

③資格証発行の停止を。

次に、資格証明書の発行の停止なんですけれども、これも負担能力を超える保険税を払えないために、病院の窓口で全額自己負担となる資格証明書の発行は、やっぱりやるべきではないと。いや、相談いただければ短期保険証を発行しますよというようなことを言っているわけですが、この間も、資格証明書を発行された世帯の、医療機関へかかるその割合というのは大変低いわけなんです。そういう点では、県下でもう5自治体がこの資格証明書の発行をしていない。そういうことを進めているわけですから、八街市だってできるはずですよ。本当に市民の皆さんの命や健康を守る、これが地方自治体の本来の仕事ですから、この立場に立てばできるはずですよ。ぜひ、資格証明書の発行ではなくて、この停止を検討していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資格証明書は、納期限より1年以上にわたって未納がある世帯に対して交付しておりますが、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の確保を図り、国民健康保険の健全な財政運営を維持していくための措置として、ご理解いただきたいと考えております。

なお、資格証明書の交付に係る運用につきましては、「国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等交付要領」を定め、病気やけがで5日以上入院をしたときやこれに相当する場合は、特別の事情にあたるとして、資格証明書を解除し、短期被保険者証を交付することとしておりますので、納税相談の中で生活実態などの聞き取りをした上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

お金がなくて払えない人に対して、悪質滞納者と烙印を押し保険証を渡さない、こんな差別的な市政はあってはならないと思います。受益者負担の平等と言いますけれども、お金のない人に課税をして、それで国保税を払え、払えといっても、払えるはずがないじゃないですか。やっぱり、その辺は県下で5自治体が実施しているように、資格証明書の発行停止、これをぜひとも実施していただきたい、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、２、誰もが利用できる乗合タクシーの運行を、について伺います。

（１）早期見直しを。

①見直しのスケジュールは。

まず、早期見直しをしていただきたいということで質問するわけですが、バス路線変更とともに、高齢者外出支援タクシーがいよいよ１０月から導入されますが、バス停廃止地域からは、「見捨てられる」「暮らしていけない」、こういった声が今まで以上に上がっております。それから、交通弱者は高齢者だけじゃないんだという、この切実な声も上がっております。また、南の地域からは、「１回５００円の補助では軽減の実感がない」など、税金の使い方の不平等さが指摘されております。

６月議会では、「高齢者以外にも利用できるように調査・研究をし、必要に応じて見直しをしていく」と、副市長が答弁されております。１０月から始まる乗合タクシー事業の不十分さは、市民の不安の声や、またパブリックコメントでも明らかであり、抜本的見直しが早速迫られていると思います。

市内のどこに住んでいても、安心して暮らせる街づくりは、自治体の仕事であると思います。誰もが利用できるタクシー制度への導入は切実であり、市民の暮らしの足を守るために早期の見直しのスケジュールを求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、ご質問にある「誰でも利用できる乗合タクシー」とは異なる外出支援策ではありますが、運転免許証を持たない６５歳以上の高齢者の方々を対象に、「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を本年１０月より開始いたします。

本事業につきましては、このたびの導入にあたり、計画案当初では、先進自治体の例に倣い、自宅が最寄り交通機関まで一定の距離があることの距離要件や、市民税非課税を要件とする所得制限などの助成対象要件を設ける予定であったものを、パブリックコメントにおけるご意見や住民の方からのご要望にお応えし、距離要件や所得制限を設けない形にするほか、利用助成券の利用方法につきましても、１回の乗車につき、タクシー料金を超えない範囲内であれば一度に２枚まで同時に利用できるようにし、利用者の自己負担をなるべく少なくするようにするなど、より利用しやすい制度とするため、要件や利用方法等の見直しを行ったところでございます。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、導入前の新規事業であるため、具体的な見直しのスケジュールはございませんが、今後の利用実績に基づく検証作業、利用者からのご要望を踏まえ、また、事業継続のための財源状況等を勘案した上で、より利用しやすい事業にするための実現性につきまして、八街市地域公共交通協議会におきまして、検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

②だれもが低料金で利用できる乗合タクシーに。

65歳以上の方を限ってということで、それも月4回の回数券ということで、本当にこれはバス停廃止地域からは、「全く対応策がないのか」と、「私たちは暮らしていけません」という切実な声が上がっています。こういった市民の皆さんの切実な声を見捨てたまま、この新しいバスの運行をするのか。また、この高齢者外出支援タクシーを実施するのか。これは、大変問題だと思います

市の公共交通再編にあたって、平成25年12月4日に施行された交通政策基本法というのがあったと思いますが、これはどのように位置付けて10月から実施となったのか、その辺について伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

平成25年の交通政策基本法、これを受けまして、本市では地域公共交通のマスタープランである八街市地域公共交通網形成計画を平成28年3月に策定、そして、このマスタープランを受けまして、平成29年3月にその実施計画となる八街市地域公共交通再編実施計画を策定したところでございます。

○丸山わき子君

それでは伺いいたします。

交通政策基本法、この第2条は何と言っていますか。

○総務部長（山本雅章君）

今、手元に条文はございませんけれども、その法の中では、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上、そのために地方公共団体が先頭に立って関係者の合意のもと、持続可能な地域公共交通を形成していくということが、法の中でうたわれております。

○丸山わき子君

今、部長が言われたのに大事なことが抜けているんですよ。公共の自治体が責任を持っていかなきゃならない、公的な責務を求められていますということを言われました。しかし、もう1点大切なことは、「誰もが日常生活に必要不可欠な交通手段の確保、これを基本的な認識、理念として取り組みなさい」ということを言っているんですよ。今、八街市が見直して、10月から始めるのは、誰もではないんですよ。高齢者だけなんですよ。これでは、市民の暮らしは守っていけない。

で、基本的認識・理念として、誰もが日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を遵守していく。もちろん公的責務も遵守する。このことをきちんと徹底していないから、こういう高齢者対策だけで終わってしまっている。これは早急に見直さなきゃならないと思いますよ。

市長に伺います。この交通政策基本法にのっとった施策を講ずることが、直ちに必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

国におきまして、平成25年に交通政策基本法が成立いたしまして、平成26年に地方公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われまして、人口減少における地域社会の活力・維持・向上のために、地方公共団体が先頭に立って関係者の合意のもと、持続可能な

公共交通を形成することの重要性が示されました。

そうした中におきまして、八街市は地域公共交通網形成計画を平成28年3月に策定いたしました。本年3月に実施計画となる八街市地域公共交通再編実施計画を策定したところでございます。

これらの公共交通業者あるいは市民団体、関係行政機関等で構成するこの協議会におきまして計画を策定したところでございます。これらの計画を策定する中では、少子高齢化、人口減少、いろいろなことがございます。そうした中で自転車を利用できない高齢者等の外出支援策が必要となることから、高齢者等を対象としたタクシー利用券の助成制度につきまして、八街市地域公共交通協議会で協議を行いまして、高齢者外出支援タクシー利用助成制度を実施するようになったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○丸山わき子君

今までの経過を私は伺っているわけではないんですよ。今までの取り組みは大穴があいていたじゃないですかということで聞いているんですよ。だって、こんな誰もが利用できないタクシー、バスで、本当に市民の暮らしを守っていただけますか。バス停を廃止した地域では、どうやって暮らしていったらいいですか。

今度、榎戸駅が新しくなりますけれど、西林や夕日丘の皆さん、あそこは交通の結節点として榎戸駅を作ります。しかしながら、残念ながら一番利用すると思われる西林とか夕日丘の皆さんは、バスが行かないから全然利用できないんですよ。本当にバス停を廃止した地域では、生活をどうしたらいいのか戸惑っています。こういう大穴をあけたままで、高齢者だけがあるいは免許証を返上した方が利用できる。それでは、あまりにも大穴があき過ぎていると思いませんか。

先ほど、私言いました交通政策基本法の第2条、ここでは「誰もが日常生活に必要不可欠な交通手段の確保」、これを地方自治体はやりなさいと言っているのです。この立場に立って、早急な見直しをしなければならないというふうに思います。

その点で、再度して、今までの経過ではなくて、これから早急な見直しをするのかどうか、その点について伺いたいします。

○市長（北村新司君）

去る4月26日、市民団体みんなのタクシーの会から、誰もが安心して利用できる乗り合いタクシーにするための申し入れがございました。内容といたしまして、高齢者だけではなく、交通不便地域に暮らす市民全てを対象としたタクシー利用制度にすること、コールセンターを設置すること、利用料金をワンコインの定額制にすること、また利用者に年間会費を納めていただき、運行経費の一部に充てることなどのご意見を賜りました。

ご質問をいただいた乗合タクシーは、デマンド型乗合タクシーと呼ばれまして、多用な運行形態がございまして、最もサービスレベルの高いフルデマンド型の場合、設定区域内であれば、ドアツードアで自宅から目的地まで行くことができる便利で安価なタクシーと言われております。

しかし、一方で、事前の利用者登録や利用するたびに電話予約が必要となるほか、予約状況により、希望する時間に予約がとれない、到着時間や目的地までの所要時間が左右される、知らない人との乗り合いになることの不安感などの短所から、当初の見込みより利用者数が伸びず、多大な財政負担から運行廃止となった自治体もございました。

また、平成27年9月に、ふれあいバス利用者に対しヒアリング調査を実施いたしましたところ、平日の利用目的では通勤・通学で利用している方が最も多く、また平日の利用頻度では、約50パーセントの方が週3回以上利用しているという結果でございました。こういった日常的な利用者について、予約型のデマンド型乗合タクシーで対応することは難しく、定時定路線型のふれあいバスの運行が必要とされています。

通勤・通学などの利用目的にあった定時定路線型のふれあいバスと通院・買い物を利用目的とした高齢者等に優しい交通手段であるデマンド型乗合タクシーの双方を運行することにより、利便性の高い交通ネットワークを構築することができますが、デマンド型乗合タクシーを一部地域で実施する場合、地域間の不公平感が生じ、また市内全域で実施する場合、確保する車両数に伴う運行経費の問題及びふれあいバスと民間路線バスとの利用者獲得の競合が生じてしまうことが考えられます。

また、平成25年11月、デマンド型乗合タクシーの試験運行では、西林区、夕日丘区、希望ヶ丘区及び、その周辺地域を対象エリアに実施いたしました。試験運行期間が短くデータ不足は否めませんが、利用延べ人数は49人、実利用者数は19人。仮に1回の運賃を300円と設定した場合、収支比率は2.2パーセントとなりまして、そのほか予約システムの導入費用、ランニングコスト、利用予約用のオペレーターの設置費用を勘案しますと、多額の財政負担が予想されます。

このような理由から、ふれあいバスとデマンド型乗合タクシーの同時運行は、本市の厳しい財政状況の中から難しいと判断したところでございます。

しかしながら、一方で、バス停まで移動することが困難な交通弱者がいること、また近隣でデマンド型乗合タクシーを導入している山武市に確認いたしましたところ、利用件数の約80パーセントが60歳代以降の高齢者という回答であったことから、本市におきましても同様にタクシーの主な利用者層は高齢者であることが想定され、本市ではふれあいバスの路線再編により捻出した財源を活用することにより、先ほど答弁いたしましたとおり、運転免許証を所持していない満65歳以上の高齢者を対象とした高齢者外出支援タクシー利用助成制度を導入することといたしましたが、今後の市の財政状況や利用者の状況等を勘案しながら、市民ニーズにあった公共交通の導入につきまして、引き続き地域公共交通協議会の中で調査研究を行ってまいりますけれども、先ほど丸山議員がおっしゃった見直し等々につきましては、しっかりと努力してまいりたいと思っています。

○丸山わき子君

(2) 乗合タクシー運行の財源確保について。

①積極的な取り組みを。

1点、市長、山武市でこの乗り合いタクシーを見た場合に、60歳代が80パーセントだったと、だから八街市は福祉タクシーにしたんだよと言いましたけれど、しかし、じゃあその後の20パーセントは切り捨てていいのかということなんですよ。

私、先ほども言いましたけども、交通政策基本法の第2条では、60歳以上の方だけですとか、65歳以上の方だけですよと言っていないんですよ。「誰もが」、もう3度目ですよ。3度目、私、言いますよ。「誰もが日常生活に必要不可欠な交通手段を確保するために地方自治体は努力しなければならない」と、このようにうたっているわけですよ。ですから、この立場に立って、この公共交通は考えなければならない。

それから、八街市が財政的に厳しい、だから乗合タクシーはこれ以上上げられないというのは、そもそもが5コースあるバスコースのうちで1コース減らす、この減らした1コース分の約800万円の予算でできることは何かと考えたら、この高齢者福祉のタクシーだったわけですね。そんな狭い考え方では、市民の暮らしを守っていきませんよ。

もっと積極的な財源を求めていく必要はあると思います。国では、デマンドタクシーへの補助、これは地域公共交通確保維持改善事業補助金、こういう制度があるんですよ。こういう制度を大いに活用する。これは、経費のうちから収益を控除した額の2分の1を補助しますよと言っているんですね。そういった国の補助制度も大いに活用する。そして、持続可能なデマンドタクシーを実現していくべきではないかというふうに思うわけです。

ですから、今までの財源は、バスを1コース減らした分だけで、それしかないんだよという頭ではなくて、大いに国の補助金を活用して取り組むということで、ぜひ積極的に早期に取り組んでいただきたいと、このように思います。再度、市長、お願いいたします。

○市長（北村新司君）

今、丸山議員からご提言がございましたことも含めまして、またいろんな財源確保、八街市も努力が足りない部分がございます。いろんな身分での行財政改革も進めました上に、いろんな意味で不断の努力をしまして、今、丸山議員からご提案がございましたことも含めて、さらに努力してまいりたいと、このことを申し上げます。

○丸山わき子君

それで、本当に市長が努力すると言われたわけなんですけども、これはずっと先に行って実現していただいても困る。もう本当にバス停がなくなってしまって、困っている方々は本当に泣いていますよ。買い物にどうやって行ったらいいだろう、病院へどうやって行ったらいいだろう。これは65歳にならない方なんですけど、タクシーに乗って病院に行って、買い物に行く。このようなことでは到底生活が成り立たないと、本当に悲鳴を上げているわけですから、65歳以前の方々に対してもきちんと、誰もが利用できるものを早急に検討していただきたい。

○総務部長（山本雅章君）

議員ご指摘の、南部地域、それからあとふれあいバス路線の廃止地域、それからもう1点、65歳以上ではない、高齢者以外の方に対するといいますか、方々の移動手段の確保、これ

につきましては、先ほど市長の方からもありましたが、高齢者外出支援タクシー利用助成制度の利用状況をまず1点見る必要があるということで、それから各方面からご意見をいただく、こうした中で、引き続き地域公共交通協議会の中で、よりよいものとしていくために、また調査・研究等を行っていく予定でございます。

○丸山わき子君

時間をかけて調査・研究ではなくて、早急な取り組み、私再度求めておきます。

3、道路整備・安全対策の推進を、についてです。

①通学路危険箇所の早期解消を。

通学路の危険箇所の早期解消をということで、この間、教育委員会は、交通安全プログラムによる24カ所の危険箇所についてまとめております。

これは、歩道の整備9カ所、信号設置6カ所、狭隘な道路6カ所、横断歩道2カ所、施設整備1カ所、安全対策の実施予定は14カ所、検討中が8カ所となっているが、これは、いつまでに取り組むのか、いつまでに取り組む計画なのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市通学路交通安全プログラムは、①通学路の合同点検、②対策の検討、③対策の実施、④対策効果の把握のPDCAサイクルを2年間のスパンで実施していくものです。

昨年度、市内小学校から挙げられた通学路の危険箇所24カ所について、警察・学校・教育委員会・市及び県・PTAによる合同点検を実施いたしました。その後、通学路交通安全対策連絡会議にて関係各課・関係機関が行う対策案を協議いたしました。

現在、既に対策が行われた箇所もあれば、対策実行中の箇所、対策検討中の箇所もあります。今年度末には、行われた対策をホームページ上に公開させていただく予定です。

来年度は、今年度行われた対策の効果の把握をするとともに、新たな危険箇所の合同点検を実施していく予定となっております。

○丸山わき子君

危険箇所はたった24カ所のはずがないわけですね。各学校から3カ所だけ危険箇所を挙げなさいということで、これは出てきたものだと思います。

私は、全ての学校の危険箇所を全部出して、できるところからどんどん危険箇所を解消していく、こういった取り組みが必要ではないかというふうに思います。ぜひ、来年度以降の調査の中では、全ての危険箇所を網羅したそういうものにしていく。それからできるところから各課が取り組んでいく。解消に向けてそういった取り組みをしていっていただきたいというふうに思います。

（2）信号機設置について。

①設置要望と実施状況は。

それから、最後ですけれど、信号機設置についてであります。これは、西林区の通称17町歩線の吉野宅脇の交差点は、相変わらず事故が多くなっております。この点で、標識や

カーブミラーなど安全施策がございますけれども、やはり信号機設置が一番だということで、これはちょっと時間がございません。一言で言っていたきたいと思います。設置計画について伺います。

○市長（北村新司君）

信号機の設置などの交通規制につきましては、千葉県公安委員会で、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから順次設置を行うということでございまして、市でも、地域からの要望を受けまして、佐倉警察署を通じまして、千葉県公安委員会へ要望書を提出しております。

今、丸山議員がおっしゃいました吉野宅脇の交差点の設置についてでございますけれども、その部分につきましても要望しておるところでございますが、地権者のご理解も踏まえた中で、私どもも努力してまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

時間がございません。最後に副市長にお伺いいたします。

八街市はバイパスの開通に伴って信号機が設置されました。しかし、平成24年度以降、一向に要望してきた信号機は設置されておりません。県に対して信号機設置に向けての取り組み、副市長からぜひお願いしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（松澤英雄君）

市長をはじめ市関係者と、県に対しまして道路等信号機等の必要な要望につきまして、改めまして県に強く要望していきたいと、そのように考えています。

○丸山わき子君

県から来ていただいている副市長ですから、ぜひその力を発揮していただいて、八街市の交通安全のために全力を尽くしていただきたいと、このことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

林政男議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

通告に従いまして、3項目にわたりまして質問をさせていただきます。

1. 教育問題について

(1) 教育環境の整備について。

①市内学校にエアコン整備を図れ。(前倒し)

まず最初は、教育問題であります。教育環境整備についてお伺いをいたします。

文部科学省の平成29年4月1日現在のデータによれば、全国の公立小・中学校における普通教室、特別教室の全保有室数82万532室のうち、空調、エアコン設備を設置している室数は34万2千267室、設置率は41.7パーセント。平成26年の比較からすると、11.8パーセント増加しているそうでございます。

そして、その他の学校種における設置率は、幼稚園が58.3パーセント、平成26年から見ると17パーセントの増加。高等学校は49.6パーセント、前回の調査から比べると6.2ポイント上昇。特別支援学校においては74.5パーセント、前回は67.5パーセントで7.0パーセントの増加となっております。

お手元に、先ほど資料を議長の許可を得て配付させていただきました。こちらをごらんになっていただきますと、千葉県は小・中学校、保有室数が1万7千960室、設置数が7千997室、44.5パーセントとなっております。特別教室においては1万8千768室、設置数が5千799室、30.9パーセント、合計いたしますと千葉県は37.6パーセントということになります。

それから、もう1枚皆様にお配りしたデータをごらんください。千葉県54市町村の普通教室エアコン整備状況をごらんください。既に設置されておりますのが、市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町。東庄町におきましては中学校についてはもう既に設置済みで、横芝光町は小・中学校とも普通教室に入っているということです。それから長柄町、大多喜町は既に設置済みだそうでございます。

そこで、まず最初に、市内の学校にエアコン整備を図れということでございますけれども、八街市の状況についてお伺いをいたします。

○教育長(加曽利佳信君)

答弁いたします。

小・中学校の普通教室等の空調設備整備につきましては、全小学校及び全中学校の工事費が、それぞれ億単位となる見込みですので、来年度以降、川上小学校の空調設備の整備手法を参考に、小・中学校の空調設備整備の早期完了の検討、国庫補助制度の活用検討、リース方式による財政負担の軽減と平準化の検討などを行い、早期完了を目指して進めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

ただいま早期整備について頑張っていくというようなお話でした。

加曽利教育長は、かねがね八街市の教育については、学力については至上命題だというふ

うに私は聞いております。やはり、子どもは適正な環境の中で勉強することは大変大事だというふうに認識をしております。教育長としては、この因果関係が、教室のエアコン整備について、学力についてもあると思うんですけれども、教育長はいかがお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。今、議員がおっしゃいましたように、私は、学力向上というのを、八街市の大きな命題と、第一の命題として捉えておるところでございます。

それで、今エアコンと学力との関係ということのご質問ですけども、やはり全く関係がないとは私は思いません。ただ、それだけではなく、さまざまな要件が学力というものには関係してくると思います。エアコンはその中の1つの要因かと思ってございます。

○林 政男君

ちなみに、本年行いました全国学力テストにおいて、八街市に速報値がもう既に入っていると思うんですけれども、前回の調査と比べて今回はどのような速報値が入っておるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

数値的な集計は済んでおりますけども、まだ分析が終わってございません。ただ、分析をしておりますが、私の感覚として、今までと同じ傾向はあるのかなと思います。その傾向というのは、基礎問題であるAよりも応用問題であるBの方が若干劣っているかなと思ってございます。

ただ、それにつきましては、各学校によってさまざまな形が変わりますので、一概には言えませんが、概ねそのような形があるのではないかと、私は判断しております。

○林 政男君

やはり、子どもたちの環境整備は大変大事だと思いますので、さらに進めていただきたいと思うわけですが、この財政が絡むわけですね。財政課長、今の基本的な文部科学省の学校施設整備ですと、約3分の1しか補助金がもらえなくて、3分の2が自己負担ということになりますよね。

先ほど、早期な整備を図るということなんですけれども、市長にも後ほどお聞きしますが、今、川上小学校が今年設計業務で、来年川上小学校をやるということで、市内には分校を入れて13校をあるわけですが、13年に1回、回ってくるのか、そういう話になりますよね。そうすると、川上小学校はもうさらに設備更新しなければいけないような状態になると思うんですね。もうやるならやるで、債務負担でも財政調整基金を取り崩してもこれは一気にやる必要があるかと。それでなければ、大変不公平だと思うわけですね。

その辺で、財政課長としては、なかなか厳しいところだと思うんですけれども、このエアコン設備に関してどのような認識をお持ちですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

市内の小学校・中学校全てを、順次1年ごとにやっていくのか、あるいは少しずつくっ

てやっていくのか、その辺の計画論というのも当然出てくるかとは思いますが。

今おっしゃるとおり、1年1校ずつで全部やると、一番初めに入れたところは、2年目、3年目くらいまでは10年後になりますので、今度は修繕ということで、追いかけてこになってしまうということは、当然想定されることだと思います。

まず、財政の担当から申し上げますと、先ほど答弁の中にもありましたように、負担の平準化というのは、非常に計画、推計などを立てる上でも大事なところだというふうに考えておりますので、ここでどちらがいいとか、どういったというようなことは申し上げられませんが、できることであれば、その平準化したような形での財政負担というところを選択する方が、八街市の場合はよい方向には向くのかなというふうには考えています。

○林 政男君

これは市長の選挙公約にも入っていたような気がしますけれども、これは市長の方針が大きく左右すると思うんですね。市長がこれをやるということであれば、いろいろな施策を切り詰めてでも、このエアコン設置はできるかと思うんですけれども、最後に、市長は、この問題についてどのような方針をお持ちなのか、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

小・中学校の空調設備整備は、長期間の整備とならないように、来年度、調査設計業務委託の中で検討し、八街市にとって最善の整備手法そして、なおかつ児童・生徒に不公平にならないよう、そしてできるだけ短い期間に整備を完了したいと、基本的には考えております。

○林 政男君

今、市長から、不公平にならないように短い期間にやるというようなお話ですけども、教育長、それを受けて、そういう方針に間違いはないですか。今、市長はそういう方針だそうですが。

○教育長（加曾利佳信君）

今、市長の方から答弁がございました。それも含めながら、市長部局等と連携をとりながら、なるべく早い時期に完了するように頑張っていきたいなと思っております。

○林 政男君

いつもの加曾利教育長らしくないですね。ぜひやりたいと思っていますというような、市長答弁を受けてやりたいと思っていますというような答弁を期待しましたが、思いは伝わりましたので、ここら辺で止めておきます。

（2）就学区域について。

①平成30年度から就学区域条件を変更することのだが、周知徹底はどのようになっていますか。

次に、就学区域についての議題に入ります。八街市の教育委員会は、平成30年度から就学区域条件を変更するというふうになっております。そのことについて質問させていただきます。

文部科学省の通学区域制度の弾力的運用については、各教育委員会に通知文が届いており

ます。一部を読み上げますと、1つ目に、通学区域制度の運用にあたっては、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。2番目に、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認めることができること。3番目、通学区域制度や就学すべき学校の指定変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など、さまざまな機会を通じて広く保護者に対して周知すること。または保護者が就学について相談できるよう各学校に対してもその趣旨の徹底を図ることとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ることとなっております。

そこでお尋ねをいたします。

広島県の尾道市に土堂小学校というところがあります。今もあります。ここに陰山英男さんがいらっしやいまして、これはメソッド、100マス計算で有名な先生が土堂小学校の校長になりました。尾道市の教育委員会は、土堂小学校に陰山メソッドをやってもいいという先生を集めました。そうしましたところ、尾道市内からかなりの多くの方が土堂小学校に通いたいという申し入れがありました。しかしながら、尾道市の教育委員会は、学校の設備、それから、子どもさんの通学の安全への考えで、各小学校、学校選択制ですけれども、7割は従来の生徒、3割の幅に限って外部を受け入れるというふうにいたしました。だから土堂小学校に陰山メソッドに憧れて100パーセントの人が入れたわけではなくて、30パーセント、それでなければ、学校選択制、特に義務教育はぐちゃぐちゃになっちゃいますので、そのような配慮をしたそうです。

今回、今、お手元に皆様にお配りしてありますけれども、学校名、実住小学校、笹引小学校、朝陽小学校と、こういうふうに並んでいますけれども、他の就学区域から越境をしている方は、一番多いのは八街東小学校、144名の児童が、このうち通学距離を理由にしている方が137名、それから、八街中学校は102名の方がいらして、そのうち通学がちょっと困難ということで近いところに行きたいということで81名の方が八街中学校に通っております。

そこでお尋ねいたします。今回、教育委員会の措置は、全面的に地理的要因による学校の選択を認めないというふうに受け取られますけれども、そのような理解でよろしいか、まずお伺いします

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

児童生徒が通学する学校は、教育委員会が定めます。定められた学区以外の学校への通学を認める制度が就学指定校変更制度です。

就学指定校変更を認める条件は幾つかあります。これまで「地理的な理由」についても可能な範囲で承認してまいりました。しかし、児童の偏りが生じるなどの課題もありました。平成30年度に新たに入学する児童生徒から、学区や各学校の学級数を適正に維持する目的

で、地理的な理由による指定校変更は行いません。

このことにつきましては、昨年度の２月に広報やちまたと八街市教育委員会ホームページに掲載しました。今年度の７月には、市内全ての幼稚園と保育園の年長クラスに在籍する園児の保護者に文書を配布いたしました。

今後、９月の広報やちまたに掲載するとともに、ポスターを作成、掲示し周知に努めてまいります。

○林 政男君

今、人口減対策が叫ばれているところですが、人口減にも子育てに優しいまちという、そういうキャッチフレーズでやっているところがあります。例えば、流山市の例を見ますと、流山市の指定校変更許可基準を見ますと、１番目に、地理的理由、通学区域境等であり、通学距離及び時間上至近で、かつ通学上の安全が確保されている場合、ただし児童生徒数が急増している学校は除くということで、１番目に地理的要因が出ております。

今、教育長の答弁がありましたけれども、小学生の場合、徒歩で通学する場合、自宅または預かり先から指定校に通学するよりも隣接学校の方が通学距離が短いので指定校変更したいという理由で変えることができるというふうになっております。

八街市の場合は、今、教育長のお話ですと、周知徹底を図っているということでありすけれども、具体的に事例で申し上げますと、例えば文違の一番端から朝陽小学校まで通う場合に、国道４０９号以外の通学方法は存在するのですか。

○教育長（加曾利佳信君）

それでは、お答えします。

今、具体的に文違区のお尋ねが出ました。本来であれば、朝陽小学校区へ通学するお子さんたちが、今、八街市東小学校の方に通学している。さっき数字で百何名かの部分でございますけれども、朝陽小学校へ通う部分となりますと、最短で４０９号に出るのが通学路として適切なのかなと、今現在は思っております。そうでなければ、中の方の大型スーパーの方を通らなければいけなくなると思いますので、合理的にはやはり４０９号へ出るのが一番適しているのではないかと、今現在は思っております。

○林 政男君

先ほどの答弁の中で、子どもの偏りというか、偏在するということで、見直しを図ったということですが、その辺の通学の安全の確保も考慮に入れられた上で当然決定したと思いますけれども、なぜこんなことが言えるかというと、私、実は７年間、就学区域審議委員をやっておりましたから、そこで学校選択制を推進した方です。なぜかという、やはり、子どもの安全という観点から進めた方です。

今回、原則として全て認めないということであれば、今、文違の例を出しましたが、川上小学校と二州小学校の境も５キロ以上、小学校１年生が雨の日、雨がっぱを着て４０９号を、あの歩道の狭いところを朝陽小学校まで通う、こんなことがあっていいんですかと言われて、私も一生懸命に学校選択制ができるようにした結果、７年くらいかかりましたけれ

ども、学校選択も認めましょうと。当初は、地域が壊れるとか、いろんな問題があつて、できなかったんですね。でも、通学上のいろんな問題が起きて、近い学校に行かせたいという親御さんのあれから、ちょうどいろんな社会的な問題もありまして、結果的に八街市も近いところを認めましょうと。

これはある意味で学校の机、椅子の数から基づいて、1年にこれだけしか受けられませんよというようなことを示して、希望者が全部、例えば、八街東小学校に来るということになれば、これは八街東小学校はパンクしちゃいますから、そういうのは無理だと思うんですけども、そのような議論は全然なかったのでしょうか。一定の割合だけは認めましょうというか、そういうことはないですか。それをまずお聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

お答えになるかどうかはあれなんですけれども、まず、八街東小学校は、特に八街東小学校なんです。文違区からの流入が大変多いと。八街東小学校区の地形的なこともあろうかと考えます。東西に割と長い地形を八街東小学校区はしておりますので、その関係で、どうしても朝陽学区と隣接し、また朝陽小学校とも文違のお子さんたちは距離があるというような形になろうかと思えます。

それで、当初、距離により、しかも安全であるということが確認された上で八街東小学校へ文違地区の子どもたちも来ているような形になっておるわけなんです。それによりまして、朝陽小学校の児童は大分減少しております。朝陽小学校が減少するに伴いまして、1小1中でやっております八街北中学校にも弊害が出つつございます。そういったことから、今回の見直しということを考えた次第でございます。

○林 政男君

その辺の説明はよくわかるのですが、一定の割合で制限をかけて、それ以上は受けられませんと、抽選になっちゃうのですけれども、そういうことは全然想定されていないのでしょうか。全部受け入れちゃうから、こういうことになっちゃうので、一定の割合で、7割は就学区域を守ってもらいますよと。残りの3割については、2割については、そういうわけにはいきませんよと、そういうことはできないのでしょうか。

それは結局何でかということ、ほかの学校にも全部影響するから、今、聞いているわけです。

○教育次長（村山のり子君）

実態としまして制限をかけたわけではございませんで、事実八街東小学校もいまだにプレハブ校舎を使っているような状況が続いております。

○林 政男君

八街東小学校は、特に大関区から7区からベルト状で子どもたちが集まってきて、通学距離も比較的長いところなんです。それから文違の409の通学路というのは、国道の朝夕のラッシュのときに、仮に雨の日に隊列を組んでずっと歩くのですけれども、非常に見ていて気の毒というか、そういう感じがするわけです。

もし、そういうことを、これで決まってやるということであれば、広瀬米店の後にファミ

リーマートがあるのですけれども、その間に1本、道があるのです。これが409に並行して赤道でずっと走っているのです、ほとんど朝陽小学校近くまで。こういうものを通学路として子どもが歩くスペースですから、整備して、通学区域の変更を行いますという、私も、教育委員会もよく精査されてこういう決定をしたのだと思うのですけれども、今のお話を聞くと、409しかないということになると、また子どもたちが雨の日にかっぱを着て、一列に歩いていて、特に小学校1年生が徒歩通学をしている姿を見ると、何とかしたいなというふうに思うのですけれども、その辺の通学路の整備を含めて検討するということ、そのような答弁はできますでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

学区を元に戻すのにあたっては、一番考えなきゃいけないのは、児童生徒の安全確保というのは、これは最優先であるということはこちらも認識してございます。

今回、このような地理的な理由についての条件では承認しないということにいたしました。承認しないと言いましても、兄弟等が今通っておるのであれば、その部分は承認というある程度の条件はあるわけですが、そのように指定を変更した場合には、当然ながら通学路の安全確保については最優先で今後も考えていきたいなとは思ってございます。

○林 政男君

最後に確認ですけれども、もう教育委員会で決定していますから、いかなる理由があっても、地理的要因については認めないという解釈でよろしいですか。全て認めないんですか。

○教育次長（村山のり子君）

これから平成30年度からの新しい入学に関しましては、それが適用になるわけですが、既にご兄弟が指定変更した学校に通っている場合、あるいは、別の理由で部活に係る等、ほかの理由では、距離では認められませんが、兄弟に関しては距離でも認めるようになっております。そのほかの指定校の変更にしましては、進路のこと、それから、部活に関すること等々がございますので、その都度、ご相談に応じて指定校の変更も可能になるかと考えております。

○林 政男君

そのことはよくわかるのですけれども、これから新規は一切認めないということで解釈してよろしいですか。保護者はそれで納得するかどうかわかりませんが、新規には一切認めないということですか、地理的要因は。

○教育次長（村山のり子君）

平成30年度からの入学ということに限って距離的な理由での許可はいたしませんということでございます。

○林 政男君

これからよく周知徹底をしていただかないと、保護者からかなりの反発があると思いますけれども、平成30年度から実施するということでございますから、通学路の整備、それか

ら保護者への周知を徹底的に行っていただいて、スムーズに指定校の変更許可基準が運用されるようお願いをいたします。

次に、安全な街づくりについてお伺いします。

平成19年2月以降に普通免許を取得された団員は、総重量5トン以上の消防車両の運転ができません。せっかく消防団員になっていただいても、免許がないために運転ができない状況となっております。

そこで、全国の自治体は普通車から中型車の免許取得の補助を行っております。近隣では芝山町、それから東金市がそれぞれ補助をしております。

宮城県の東松島市の阿部市長によれば、平成23年の災害時における消防団員の活躍は目を見はるものがあつたと。そして消防団員は我が市の宝であるというふうにおっしゃっておりました。そういう観点から、私も消防団員の確保は大変難しいけれども、喫緊の課題だというふうに認識しております。

1つの例ですけれども、消防団員が少ないために、今回、9月24日に八街市の操法大会が行われるわけでございますけれども、ただ団員が不足しているからの理由ではないと思いますけれども、7分団が辞退をされております。操法大会に参加できませんということで辞退されております。このような状況は、どんどん進んでいくような気がいたします。そこで少しでも消防に理解があつて、消防団員になりたい、また、なってもらいたい方には、こういう助成制度を立ち上げて応援をしていくのが、私は八街市の姿勢ではないかというふうに思うわけです。

そこでお尋ねをいたします。消防団員の確保のために運転免許取得に補助をしたらどうかということでございます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では平成19年に道路交通法改正により、運転免許制度が車両総重量5トン未満の普通自動車、5トン以上11トン未満の中型自動車とされたことから、消防団の車両更新にあたっては、基本として重量5トン未満へ実施しておりまして、各分団へ配備している車両を運転できる団員は総分団員数400人のうち、372人おりますので、現状では運行するのに十分な資格者が確保できていると考えておりますが、本年3月12日にさらに道路交通法が一部改正され、普通免許では車両総重量3.5トン未満、準中型免許では7.5トン未満に区分されたことから、今後消防団員への入団が期待される改正後に新たに普通免許を取得する者では、一部の消防団車両を除いて運転ができなくなり、今後は、団員確保、あるいは災害時の消防団活動に支障を来すことも考えられます。

このことから、消防団員の円滑かつ迅速な消防活動を図るために、消防団員自動車運転免許取得に係る補助制度につきまして、近隣自治体の中で平成28年度から実施しております東金市を参考に、消防団本部、各分団の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

でも、ちょっと消化不良ですね。検討してまいりますではなくて、来年からやりますとか、そういう答弁が欲しいわけです。

東金市は、ちなみに13万、芝山町は10万、普通免許から準免許、それから中型免許、ちょっと値段は違いますけれど、東金市は最大で13万、それから芝山町は10万。よその例を見ますと、限度が15万ですね。あと5万円というのもあります。いろいろだから財政状況とか、いろいろ加味して補助金を決めていると思うんですけども。それから、芝山町は縛りが無いのです。10万円を取得するのにいいですよ。だけど、団員を何年やらなくちゃいけないというのはないんですね。東金市の場合は、補助制度を使って取得した場合については、5年間消防団員でいてくださいよという縛りがあります。そういうのも含めて、八街市も、今、市長の答弁ですと、東金市なんかを参考にやるということですけども、これは検討しますじゃないでしょう。「来年からすぐ実施に向けて検討します」ならいいですけども、「検討します」って。これは総務部長ですかね、来年からやるのですか。

○総務部長（山本雅章君）

これにつきましては、先ほどの市長答弁の中で、消防団本部の方で協議する必要もございますので、新年度からというわけには、なかなかまいらない状況でございます。ただし、議員ご指摘のとおり、新たな免許制度のもとでは普通免許では消防自動車を運転できなくなってしまうので、これは非常に重要な問題であるという認識を持っておりますので、早急に協議の方を進めたいと思います。

○林 政男君

何かちょっと歯切れが悪いですね。

今までの普通免許だと、5トン未満ということで、可搬のやつでは4.99とかという車両だったんですね。これは乗れたのですけれども、先ほどのお話で、今度は準中型を持たなきゃいけないのです。5トン以上になると、中型免許になってしまいますね。そうすると、今、例えば、2分団、3分団、この間、新規に披露したところがありますよね。あのうちの1つの分団は中型免許でなきゃ乗れないと思うんです。1分団ですか。1分団は乗れないと思うんです。あと4分団とかほかは可搬だから乗れるのですけれども。そうしたら、新年度から検討しますとか、消防の本部と検討しますという問題ではなくて、財政的な措置が伴うので、市の方から「やりましょう」というのが一番早いんじゃないですか。それで、これはそんなに対象団員数はいないですよ。100人も200人も。今のところ、いても20人くらいです。特に大きな車を持っているところですから。消防団員がどうしても必要だと言っているのに、消防の本部の意見を聞いてから何とかって、それでは遅いんじゃないですか。すぐにやりましょうと、市長にも後で聞きますけれども、そういう答弁をしてくれないと、「はい、そうですか」と、なかなかいかないですよ。

○総務部長（山本雅章君）

この問題につきましても、一度消防団本部の方で検討しまして、それから、あと、消防委員会の方にも諮る必要がございますので、まだしばらく時間の猶予をいただきたいと思います。

○林 政男君

それは年度内でできるでしょう。そうしたら、来年度予算も編成し始めて12月に決まるわけですから、それは消防団の本部の会議もあるし、消防委員会を招集してやればいいわけですから、そんなに難しい問題ではないでしょう。これが1千万円、2千万円のお金を用意するということになれば、これはなかなか、今、総務部長のおっしゃったとおりだと思いますけれども、対象団員が、今のところ、20人そこそこ、その方が全て募集というか、それに応じてくるというわけでもないわけですから。

私の言いたいのは、とにかく消防団員を確保しなきゃだめだと思っているのです。車を運転するためだけではなく、消防団員がどうしても必要なんですよ。現に先ほど申し上げたように、操法大会がこのまま行くと開催できなくなりますよ。現にもう7分団が辞退しているんですよ、現時点で。消防団員の方は昼夜問わず活躍していただいているんですよ。この人たちをもっと大事にする、その姿勢からすれば、これから検討しますとか、そういう答弁だと、何か消防団員の士気が折れる気がするのですけれども、市長、市長決裁はできますか。来年度から検討しますか、それとも、来年度から実施しますか、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

消防団員につきましては、いつも申し上げているのですけれども、家業を持ちながら、本当に頑張っていただいております。このことにつきましては、本当に私も市民を代表いたしまして、心から経緯と感謝を申し上げます。

今、林議員が申されましたように、まずは東金市を参考にしながら、消防委員会、消防団本部と十分意見を聞きながら前向きに検討します。

○林 政男君

議会用語で「前向き」というのは、来年度から実施しますというような勝手に解釈をさせていただきますので、よろしいですね。そういう解釈で。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時00分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた 21 の加藤弘でございます。

質問の第1は、職員の勤務時間と健康管理について伺います。

本市においては、ここ数年間、財政状況を主たる課題として相当数の職員の削減を実施してきておりますが、担当課や部署が増えたり、また、法令等の目まぐるしい変化などから職員数の減とは反比例で業務量はますます増えてきているのではないかと推察いたすところであります。

6月議会で教職員の勤務実態における長時間労働等の解消について質問があったところではありますが、本市職員においても、同様の問題が多々あるのではないかと懸念されるところであります。

また、昨今の社会問題にもなりましたが、民間企業において超過勤務が原因で自殺や健康被害等が報告されております。市民の日々を預かる本市職員における健康管理等が大変懸念されるところであります。

そこで質問要旨の第1は、各課等における時間外勤務の状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

各課等における7月末時間外勤務状況といたしましては、全体で1万493時間、昨年の同時期と比較いたしますと11.4パーセントの増、支給額は2千167万7千130円、昨年との比較で11パーセントの増となっております。

増加要因といたしましては、制度改正に伴う業務量の増加、災害対応、年度当初の繁忙期への対応などが考えられるところでございます。

時間外勤務の縮減にあたっては、現在の厳しい財政事情の中で各事業を円滑に執行するため、コスト意識を徹底し、公務の効率的かつ効果的な遂行に努めております。

今後メリハリのある業務運営の実践のため、職員ごとの業務の見直しによる平準化、さらなる効率的業務の実践、職員の資質向上に取り組んでいくことで、経費節減という面とともに、職員の健康管理という面からも時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

時間外勤務の多い部署はどこか、まずお伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

時間外勤務につきましては、税関係部門、こちらの方が多いという傾向が見られておりまして、中でも課税課が多い部署となっております。

○加藤 弘君

課税課における1人の1日あたりの時間外勤務時間と一人あたりにおける年間の時間外勤務はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

課税課につきましては、業務の繁忙期にあたる時期と、そうでない時期とがございまして、そこには大きな開きもありますが、平成28年度の実績の数値で見えますと、課税課の繁忙期は4月となりまして、合計で870時間となっております。それを職員数で割り返して一人あたりで見えますと、1日あたり2時間20分の時間外勤務となっております。

○加藤 弘君

平均ですよ、これ年間で。相当数な時間ですよ。

○総務部長（山本雅章君）

失礼しました。4月が870時間で、その4月分について職員一人あたりで割り返したものでございます。失礼しました、年間ではございません。

○加藤 弘君

それと、先ほどの答弁の中で、めり張りのある業務運営の実践という言葉がございましたけれども、具体的にはどのようなことを指すのか、また、そういう検討をしていけるのか、その辺をお伺いします。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁にもございましたけれども、職員ごとの業務に偏りが出ないように平準化すること、それから、業務の進め方の見直し、それから真に必要な業務かどうか、こういったことも考慮しながら時間外勤務命令を行うということでございまして、職員の意識改革をしながら、時間外業務の削減に努めるということでございます。

○加藤 弘君

それにしても結構な時間外がありますよね。また、それ以外にも、あと、例えば、市民部なんかにおきましても、昼間は市民の応対等で結構な時間を割かれると思うんです。本来すべき事務的な業務がなかなかできないという面もあるかと思います。そういう中で、保護者や家族の方との相談等、打ち合わせ等もいろいろあるかと思うので、そのために個人のおたくへ夜間訪問されたりなんかで動いている職員もいるかと思うんです。その辺が時間的にどのくらいあるのか、年間で、その辺をお伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

市民部における状況でございますが、高齢者福祉課では、平成28年度において地域包括支援センター職員が夜間に高齢者の安否確認や認知症の方への対応を行ったケースが5件あり、1時間から3時間の時間外勤務で対応を行っております。

また、夜間ではありませんが、休日の日中に高齢者の安否確認を行ったケースが1件あり、1時間程度の時間外勤務で対応を行っております。

また、子育て支援課では、個人宅への夜間訪問はありませんが、時間外での勤務として、家庭児童相談室に関わっているケースの保護者との面談や、児童の緊急一時保護など、7件となっております。その際は1件に4から5時間程度の時間外勤務となっております。

○加藤 弘君

この時間の外出している時間、夜間とか何か、管理の方法、また把握をどのような形でされているのか教えてください。

○市民部長（和田文夫君）

時間外における対応といたしましては、いずれの場合も休日などの場合には所属長に電話等で報告をした後、原則2名以上の職員で対応し、翌日、経過、結果等を所属長に報告し、適切に対応しております。

○加藤 弘君

また、先ほどの税関係もそうなんですが、結構時期的に偏って相当な時間外勤務があるかと思います。また、建設関係なんかは災害等で本当に短期間だと思いますけれども、税やなんか、国保と、そういうところは、ある程度一定して決まっているわけですね。この時期になれば、これだけの時間外が出てくるというのは見えているわけですよ。そういうことの解消策の1つとして、退職された一般職員のその期間内の再雇用とか、そういう形での雇用は検討できないのか、また、管理職ですと、申し訳ないけど、一般職員が声をかけづらいという声もありますので、一般職員の方を検討する考えはできないのか、その辺は市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

まず、退職された職員の皆様には、長い間、公務員として頑張っていたことにつきまして、まずは冒頭、感謝申し上げる次第でございます。

今の加藤議員のご質問でございますけれども、本市におきましても、定年退職者の再任用制度を実施しておりまして、今年度は9名の職員を再任用しているところでございます。公務における労働力の確保という面から見れば、職員の負担軽減にもつながる制度でございますので、この制度につきましては、さらに推進してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

できれば、今年以上に人数を増やして、職員の時間外勤務の時間を少しでも減らすような形で検討してもらいたい。1つは経費の節減にもなります。時間外になれば、割り増しが付きます。時間内であれば、割り増しは要りませんから、その分、十分1人でも活用できると思いますので、その辺の検討をお願いします。

それと、質問要旨の第2です。

職員の集団検診等の受診状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員の健康診断につきましては、市で実施いたします定期健康診断と人間ドックにより実施しております。平成28年度の受診状況でございますが、産休や休職者等を除く健康診断対象者は519名、受診した者は定期健康診断が232名、人間ドックが255名、計487名、率にして93.83パーセントでございました。

対象者の検診結果につきましては、共済組合に提供し、特定保健指導を行っており、疾病の未然防止に努めているところでございます。今後も対象者全員が受診できるよう、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

今の不参加で32名なんですよ。これはパーセントですと6.17パーセント、この方が定期健康診断及び人間ドック、どちらも受診していないということですけど、この方たちへの受診に向けて環境整備ということですが、どのようにされていくのかお伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

職員の健康診断ということですが、これにつきましては、年度の初めに各個人の受診予定、これを確認しております。それから、未受診者、受けていない方、これについては受診勧奨の文書を各職員に通知しております。それから、その所属長へは、受診にあたって職員にそういった配慮をしていただくようお願いをしております。

○加藤 弘君

質問要旨の第3ですが、長期休暇中の職員数とその状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

8月末現在の状況でございますが、1カ月を超える療養休暇を取得している職員が3名、休職している職員が6名となっております。このうち1名は身体の疾患によるもので、それ以外の8名はメンタル疾患を原因とする長期休暇となっております。

以前よりメンタル疾患による休暇取得者の割合が高いことから、職員に向けてのメンタルヘルス研修や理学療法士による心理相談事業等のメンタルヘルス対策を実施しているところでございます。今後もメンタルヘルス対策を実施いたしまして、長期休暇取得等の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

ただいま、メンタルヘルスということですけど、この研修とか、理学療法士による心理相談事業等の時間や回数等は十分にされているのか、その辺をお伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

平成28年度ですが、メンタルヘルス研修、それから心理相談、こういったことには当初に計画をしていたとおり事業を行っておりまして、予算についても全て消化したといえますか、予算は全て執行をしております。そのうち、特に心理相談、これにつきましては、これは平成28年度ですが、15名の方が1回あたり40分の時間を使いまして心理相談を受診したということでございます。

○加藤 弘君

この心理相談、15名の方、1回40分ということですけど、何回くらいされているのかな、一人あたり、回数は。

○総務部長（山本雅章君）

1人1回あたり40分ということで、延べ15名の方がそれを受けているということでございます。

○加藤 弘君

それは一人あたり何回くらいやっています、回数は。

○総務部長（山本雅章君）

一人あたり1回ということでございます。

○加藤 弘君

それで、十分かな、そういう状況の方は、40分ぐらいで足りているんですかね。

○総務部長（山本雅章君）

今現在、希望する職員は受けているという状況にございますが、今後、状況を見まして、必要であれば、予算の拡充とかも、そういったことも考えていきたいと思います。

○加藤 弘君

それでは、本人たちの希望で、1回で今のところは何とかなっているという解釈でよろしいですか。

それでは、質問の第4ですけれども、振替休日や有給休暇の消化状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年度の有給休暇の取得状況は、平均取得日数11.9日となっております。平均20日付与されておりますので、消化率は59.5パーセントとなっております。全国の市区町村における平成27年度の有給休暇の取得日数を見ると、10日となっており、年度は違うものの八街市の方が1.9日多い状況でございます。職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

次に、振替休日、いわゆる週休日の振替等の制度についてでございますが、これは週休日に勤務させる必要がある場合において、勤務させる際に休日数の確保や時間外勤務縮減の観点から導入している制度でございます。本市の場合、所属長は週休日の振替勤務を命ずる際に振替日を指定することとなっておりますので、その消化状況についても、しっかり管理されているものと考えております。

○加藤 弘君

有給休暇の消化率は全国よりよいということですが、59.5パーセントということですね。これは民間と比較したら、どうなのでしょう。

○総務部長（山本雅章君）

民間との比較ということですが、厚生労働省が発表しました平成27年の就労条件総合調査、これによりますと、労働者一人あたりの年次休暇の付与日数が18.4日、これに対して取得日数が8.8日ということで、取得率としましては47.6パーセント、本市の場合には付与日数20日のところ、平均で先ほどの市長答弁のとおり11.9日ですから、

これの取得率としては59.5パーセントとなりますので、民間よりは若干よい数値となっております。

○加藤 弘君

先ほどの答弁の中で、有給休暇を取得しやすくする環境整備という言葉がございましたけど、環境整備というのは、どのような形を意味するのか、その辺をお伺いします。

○総務部長（山本雅章君）

これは基本的には、先ほどの時間外勤務の縮減と同様の考え方になろうかと思いますが、課単位での業務の見直し、それから計画的な業務運営を行うこと、それから、あとは人員配置の適正化、こういったことを進めていく必要があるというふうに考えております。

○加藤 弘君

課税課の時間外勤務が大変多いということを伺いましたけれども、平成28年度の決算ベースで4千703時間という数字を伺っております。こういう中で、課税課等税関係の方、また国保関係の職員たちは、振替休日等はきちっと消化ができているのか、その辺をお伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

週休日の振替の勤務を命ずる際には、振替日を指定して勤務を命令するということになっておりますので、取得できているものというふうに考えておりますけれども、指定した日に仕事の都合上、振り替えができないということも中にはあろうかとは思いますが、それでも勤務後8週間のうちに取得することになっておりますので、基本的には振替ができていうふうに考えております。

○加藤 弘君

それでは、質問の第2ですけど、依然として解消されない待機児童について伺います。

本市では、待機児童問題が毎年恒例のように発生しておりますが、我孫子市では待機児童31年間連続でゼロや、成田市では7月より待機児童ゼロなどの情報が報道されてきております。

国においても、待機児童問題解消のため、認定こども園や3歳未満の6人から19人を預かる小規模保育を働きかけてきたが、なかなか前進していないというのが現状でございます。国においては、2018年に向け待機児童ゼロに向けた保育の受け皿整備として9万人分、1千397億円の概算要求を予定しているとも聞くところであります。国や地域自治体における大変な労苦が伝わってきますが、当市においても、視点を変え、長年にわたる問題解決に今まで以上に前進していただきたい。

そこで質問要旨の第1は、待機児童のカウントの方法についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

待機児童のカウント方法でございますが、基本定義は毎年4月1日と10月1日の調査日時点において保育園への利用申し込みをしているが、実際には保育園を利用していないもの

となっています。

ただし、除外要件がございまして、具体的に申しますと、1つ目は、保護者が求職中であるが、調査日時点において求職活動を休止している場合、2つ目として、一時預かり事業を利用している場合、3つ目として、入所保留となったが、入所希望園以外に利用可能な施設はあるが、その施設の利用を希望しない場合、4つ目として、他に利用可能な施設はあるが、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由で待機している場合、5つ目として、保護者が育児休業中である場合などの条件に該当した場合は、待機児童に含めないとなっておりますが、昨年度まではこの条件の解釈が市区町村で違っていたため、公表数値にばらつきがあり、実態がつかみにくかったため、今年度より判断基準が変更となりまして、変更点として、保護者が求職を休止している場合の判断基準として、利用申込時などの以前の情報などから判断せず、調査日直近において保護者から電話やメール等で聞き取りなどを行って判断すること。

特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由で待機している場合などは、個別相談や情報提供等保護者へ必要な情報を提供した上で判断することや、育児休業中の場合などは入所できた場合の復職の確認をすることなどが定められ、新基準として本年度より示されたものがありますが、決定が年度末であったため、市区町村によっては対応が難しい場合も想定されたため、本年度のみ市区町村の判断で旧基準での集計も可能となっています。

なお、本市におきましては、基本的には新基準を用いて集計しておりますが、以前より国から示された基準より厳しく集計しており、保護者が休職中の場合や育児休暇中などは待機児童として扱っており、特定の保育所等私的な理由の場合でも、1園のみ入所希望の申請以外には待機児童として扱っています。

以上のような点を踏まえ、4月1日現在の本市における待機児童は12名となっています。

○加藤 弘君

これが本市にあるかどうかわかりませんが、伺います。隠れ待機児童という言葉がよく言われていますが、このような状況が本市にもあるのかどうか伺いたいします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

隠れ待機児童についてでございますが、多く言われているのは、育児休暇中、求職活動中や特定の保育園を希望している方等のことで、以前はカウント方法の解釈が各市区町村でばらつきがあり、その問題が起因となり、今回の新基準が示されたと考えております。

先ほど、市長からご答弁申し上げたとおり、本市においては今年度より新基準をもとに集計しておりますので、一般的に言われている隠れ待機児童については集計値の中に含まれていると思います。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第2です。

小規模保育及び認定こども園の検討状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の小規模保育及び認定こども園の検討状況についてでございますが、初めに小規模保育事業につきましては、平成28年12月に定員12名で1園開園しており、本年度においても定員19名で平成30年1月から2月頃に完成予定で、平成30年4月の開園に向けて現在整備を進めている状況でございます。

続いて、認定こども園の検討状況でございますが、平成28年4月に幼保連携型のこども園として幼稚園部分35名、保育部分40名の定員75名で1園開園しております。

今後の整備計画についてでございますが、今のところ整備計画はありませんが、現在の子育て支援計画の期間が平成31年度までとなっており、平成30年度には次期計画の策定作業も始まることから、今後において保育が必要な児童数予測を踏まえた中での検討課題になると思われます。

○加藤 弘君

現在、人口減少が進む中、新たな施設を作るより、利用が減少しております幼稚園の空き教室の利用について、国では保育所などに入れない待機児童の受け皿として幼稚園を活用する狙いを示しておると。今日もある報道の社説の欄に待機児童増加で幼稚園の活用を解消の一助にという、こういう記事が載っております。

そういう中で、管轄をする教育委員会の方の見解はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

まず、幼稚園と保育園の施設の整備にも違いがあると思われることから、すぐに保育園への転用ということが可能かどうかは課題が残るところだと思います。しかしながら、今現状で申し上げますと、八街第一幼稚園におきましては、1教室を児童クラブに使用しております。残りの川上幼稚園と朝陽幼稚園でございますが、現在、クラスとして使用していない部屋につきまして、今後の活用につきましては、市民部との協議を既に始めているところでございます。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第3です。

保育士の採用と確保状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保育士の採用・確保状況でございますが、本市におきましても、慢性的な保育士不足でございまして、保育士確保は待機児童解消を図る上で緊急課題として位置付けておりまして、その対応について大変苦慮している状況でございます。

現在の公立保育園の状況としましては、正規職員の保育士と臨時雇用保育士の割合がほぼ半々の状態で運営している状況であるため、安定的な保育士数を確保すべく、平成30年度

の保育士の採用につきましては、定年退職者と前年度中途退職者の補充を基本として、若干名の採用を進めているところであり、平成31年度以降についても、本市の定員管理計画を見据えながら、計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

また、本年度におきまして、千葉県が県内保育士の賃金格差是正と安定的な保育士の確保を図るため、私立保育園に勤務する常勤保育士に対しまして処遇改善事業を10月1日より実施予定であります。今後、公立保育園に勤務する保育士の確保を図るために処遇改善策が必要と思われるので、近隣市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

保育士の不足というのは慢性的に続いておりますので、市が多少なりとも援助して、幼稚園の先生、あるいはまた保育園の保育士さん、お互いに同じような資格を交互に取っていただくというような形を市の方として検討する。また、あるいは、臨時雇用の保育士さんに正規の資格を取っていただいて、保育士さんとしてきちっと勤務していただくというような形で、何とか解決策を探っていく方法を検討できないのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

現在、保育園に勤務している正職員はほぼ全員幼稚園教諭の資格を有しており、幼稚園に勤務している職員についても保育士資格を有していると伺っております。また、臨時雇用している保育士等は全員有資格者を条件に雇用しておりますが、今後、保育士不足に対応するため、時間外保育嘱託員等無資格者を雇用した場合には、保育士資格を取得するための支援について検討してまいりたいと思います。

○加藤 弘君

それだけ資格を持っている方がいたら、やはり、その方たちからまた広げて声かけをしていただくとか、行政だけが単独で動くのではなくて、皆さんに協力いただくと。それこそ市民協働課もございますので、そういうところからも輪を広げてもらうことを考えていって、何年も続いているというのは、やっぱりよくないですから、その辺を早期に解消に向けて動いていただきたいというふうに思います。

それをお願いしまして、以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上でやちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日から10日の3日間は議案調査及び休日のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。明日8日から10日の3日間は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

9月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。
長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時35分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件